

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月25日
【事業年度】	第107期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
【会社名】	参天製薬株式会社
【英訳名】	SANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 黒川 明
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区大深町4番20号
【電話番号】	06(4802)9322
【事務連絡者氏名】	財務・経理グループ グループマネージャー 水谷 秀崇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上収益 (百万円)	161,831	195,291	199,096	224,942	234,026
税引前当期利益 (百万円)	35,863	79,470	30,055	39,261	43,117
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	24,032	53,373	21,731	35,247	31,954
親会社の所有者に 帰属する当期包括利益 (百万円)	32,446	57,373	17,924	40,648	29,519
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	211,779	260,009	255,110	285,823	290,900
総資産額 (百万円)	304,200	355,399	358,906	388,463	391,186
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	511.14	627.78	628.09	702.54	728.97
基本的1株当たり 当期利益 (円)	58.18	128.99	52.96	86.73	78.67
希薄化後1株当たり 当期利益 (円)	57.93	128.41	52.76	86.42	78.43
親会社所有者帰属 持分比率 (%)	69.6	73.2	71.1	73.6	74.4
親会社所有者帰属 持分当期利益率 (%)	12.0	22.6	8.4	13.0	11.1
株価収益率 (倍)	30.1	13.1	30.4	19.8	21.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,386	22,525	10,843	42,843	32,894
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	61,709	37,052	28,201	8,259	2,935
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	28,960	24,066	28,657	17,631	28,107
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	65,923	99,798	52,282	69,283	70,796
従業員数 (名)	3,230	3,463	3,667	3,805	4,073

(注) 1 売上収益には、消費税等は含まれていません。

2 第103期より国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

3 上記金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益」および「希薄化後1株当たり当期利益」については、第103期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

5 第106期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第105期の関連する主要な経営指標等について遡及修正しています。

回次	日本基準	
	第103期	
決算年月	2015年3月	
売上高	(百万円)	161,881
経常利益	(百万円)	34,516
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	22,570
包括利益	(百万円)	31,278
純資産額	(百万円)	204,719
総資産額	(百万円)	296,357
1株当たり純資産額	(円)	494.05
1株当たり当期純利益	(円)	54.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	54.41
自己資本比率	(%)	68.9
自己資本利益率	(%)	11.7
株価収益率	(倍)	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	24,763
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	61,087
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	28,960
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	65,923
従業員数	(名)	3,230

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

- 2 第103期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。
- 3 上記金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。
- 4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第103期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	138,432	156,117	156,968	171,872	176,208
経常利益 (百万円)	33,884	30,550	30,378	31,689	33,191
当期純利益 (百万円)	22,483	51,454	24,999	25,435	28,014
資本金 (百万円)	7,383	7,695	7,792	8,032	8,252
発行済株式総数 (千株)	82,653	414,192	406,173	406,848	399,782
純資産額 (百万円)	203,211	252,151	245,358	265,765	265,400
総資産額 (百万円)	286,362	334,659	299,363	320,828	321,924
1株当たり純資産額 (円)	490.40	607.08	602.05	650.84	662.95
1株当たり配当額 (円)	110.00	25.00	26.00	26.00	26.00
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(50.00)	(12.00)	(13.00)	(13.00)	(13.00)
1株当たり当期純利益 (円)	54.43	124.35	60.92	62.58	68.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	54.20	123.79	60.70	62.36	68.76
自己資本比率 (%)	70.8	75.1	81.7	82.5	82.2
自己資本利益率 (%)	11.7	22.7	10.1	10.0	10.6
株価収益率 (倍)	32.2	13.6	26.5	27.4	23.9
配当性向 (%)	40.4	20.1	42.7	41.5	37.7
従業員数 (名)	1,899	1,891	1,844	1,859	1,812
株主総利回り (%)	193.4	190.0	184.0	198.0	193.7
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	9,180 1,794	2,163	1,749	1,946	2,061
最低株価 (円)	4,485 1,701	1,542	1,251	1,463	1,450

(注) 1 提出会社の財務諸表は日本基準に基づいて作成しています。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

3 上記金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第103期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

5 最高株価および最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

6 は株式分割(2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株とする。権利落日は2015年3月27日)による権利落日後の株価です。

7 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

2【沿革】

1890年、田口謙吉が大阪市東区北浜に田口参天堂を創業し、風邪薬「ハカリ印ヘ布林丸」を発売しました。1899年、当時の東京帝国大学病院の汎用処方为基础にして眼科薬を開発し「大学目薬」の商標で発売しました。これにより社業は飛躍的に伸展しましたので、1914年、田口謙吉と三田忠幸を主たる出資者として合資会社参天堂を設立しました。なお、このときの代表社員は、田口謙吉、三田忠幸の2名でした。

1925年7月、資本金1百万円で参天堂株式会社を設立、同年11月、合資会社参天堂を解散し、その営業権他一切を参天堂株式会社（社長は三田忠幸）に継承しました。

会社設立以降の主な変遷については、以下のとおりです。

年月	事項
1935 .	大阪市東淀川区下新庄町（現・東淀川区下新庄）に淀川工場（大阪工場）開設
1944 .	本社（東区北浜（現・中央区北浜））を淀川工場敷地内に移転
1945 . 3	営業内容を明確に表示するため商号に製薬の名称を入れ参天堂製薬株式会社に変更
1958 . 6	新たに医療用医薬品発売を契機として商号を参天製薬株式会社と変更
1963 . 11	大阪証券取引所市場第二部上場
1964 . 4	東京証券取引所市場第二部上場
1970 . 10	本社社屋を建設
1977 . 10	東京証券取引所、大阪証券取引所市場第一部上場
1985 . 1	石川県羽咋郡志雄町（現・宝達志水町）に能登工場を開設
1992 . 5	能登工場第2棟を増設
1993 . 1	アメリカ・カリフォルニア州・ナパにSanten Inc.（現・連結子会社）を設立
1996 . 4	中国・北京に北京事務所を開設
1996 . 7	奈良県生駒市に奈良R&Dセンター眼科研究所（現・奈良研究開発センター）を開設
1996 . 10	滋賀県犬上郡多賀町に滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）を開設
1996 . 10	能登工場第3棟を増設
1997 . 2	フィンランド・タンペレに医薬品製造会社 Santen Oy（現・連結子会社）を設立
1997 . 3	フィンランドの眼科薬メーカー スターを買収
2001 . 11	アメリカの眼科医療機器会社 Advanced Vision Science, Inc.（現・連結子会社）を買収
2002 . 1	アメリカ・カリフォルニア州・ナパに持株会社 Santen Holdings U.S. Inc.（現・連結子会社）を設立
2002 . 11	奈良研究開発センター北棟を増設
2003 . 9	滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）第2棟が操業開始
2005 . 9	中国・蘇州に参天製薬（中国）有限公司（現・連結子会社）を設立
2008 . 11	奈良研究開発センターに製剤開発棟および新付属棟を増設
2011 . 7	Santen Holdings U.S. Inc.およびSanten Inc.の本社所在地をアメリカ・カリフォルニア州・ナパからアメリカ・カリフォルニア州・エメリービルへ移転 インド・バンガロールにSanten India Private Limited（現・連結子会社）を設立
2011 . 10	フランスの眼科医薬品会社 Novagali Pharma S.A.（連結子会社）を買収
2012 . 3	オランダ・アムステルダムに持株会社 Santen Holdings EU B.V.（現・連結子会社）を設立 Novagali Pharma S.A.の会社形態の変更により、Novagali Pharma S.A.S.（連結子会社）へ変更
2013 . 3	滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）中央棟を増設
2013 . 4	Novagali Pharma S.A.S.の社名をSanten S.A.S.（現・連結子会社）へ変更
2013 . 6	本社機能を大阪市東淀川区から大阪市北区へ移転
2013 . 9	中国・蘇州に参天医薬販売（蘇州）有限公司（現・連結子会社）を設立
2013 . 10	ベトナム・ホーチミンにホーチミン事務所を開設
2013 . 12	シンガポールにSanten Pharmaceutical Asia Pte.Ltd.（現・連結子会社）を設立
2014 . 7	Merck & Co., Inc.が有する眼科用医薬品およびこれらの製品に関連する権利等一式の譲受け イタリア・ミラノにSanten Italy S.r.l.（現・連結子会社）を設立

年月	事項
2014. 8	スイス・ジュネーブにSanten Switzerland SA (連結子会社) およびイギリス・サリーにSanten UK Limited (現・連結子会社) を設立
2014. 10	フィリピン・マカティにSANTEN PHILIPPINES INC. (現・連結子会社) およびタイ・バンコクにSANTEN (THAILAND) CO., LTD. (現・連結子会社) を設立
2014. 11	マレーシア・プタリン・ジャヤにSANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. (現・連結子会社) を設立
2014. 12	スペイン・マドリードにSanten Pharmaceutical Spain, S.L. (現・連結子会社) を設立
2015. 7	中国・北京の北京事務所を閉鎖
2015. 8	参天製薬株式会社の抗リウマチ薬事業をあゆみ製薬株式会社へ承継
2016. 4	大阪市東淀川区に参天ビジネスサービス株式会社 (現・連結子会社) を設立
2016. 5	大阪市東淀川区に参天アイケア株式会社 (現・連結子会社) を設立
2016. 6	中国・香港に参天製薬 (香港) 有限公司 (現・連結子会社) を設立
2016. 8	アメリカの医療用デバイス開発会社 InnFocus, Inc. (現・連結子会社) を買収 中国・重慶に合弁会社 重慶参天科瑞製薬有限公司 (現・連結子会社) を設立
2017. 2	ロシア・モスクワにSANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY (現・連結子会社) を設立
2017. 7	アメリカ・カリフォルニア州・エメリービルにSanten Ventures, Inc. (現・連結子会社) を設立
2018. 2	Santen Switzerland SAの社名をSanten SA (現・連結子会社) へ変更
2018. 4	ホーチミン事務所をSanten Pharmaceutical Asia Pte.Ltd. (現・連結子会社) へ移管
2018. 12	旧本社・大阪工場跡地を売却
2019. 2	カナダ・オンタリオ州・トロントにSanten Canada Inc. (現・連結子会社) を設立

3【事業の内容】

参天製薬グループは、当社と連結子会社31社（期末現在）により構成されており、「医薬品の研究開発・製造・販売を中心とする医薬品事業」を主な事業として取り組んでいます。

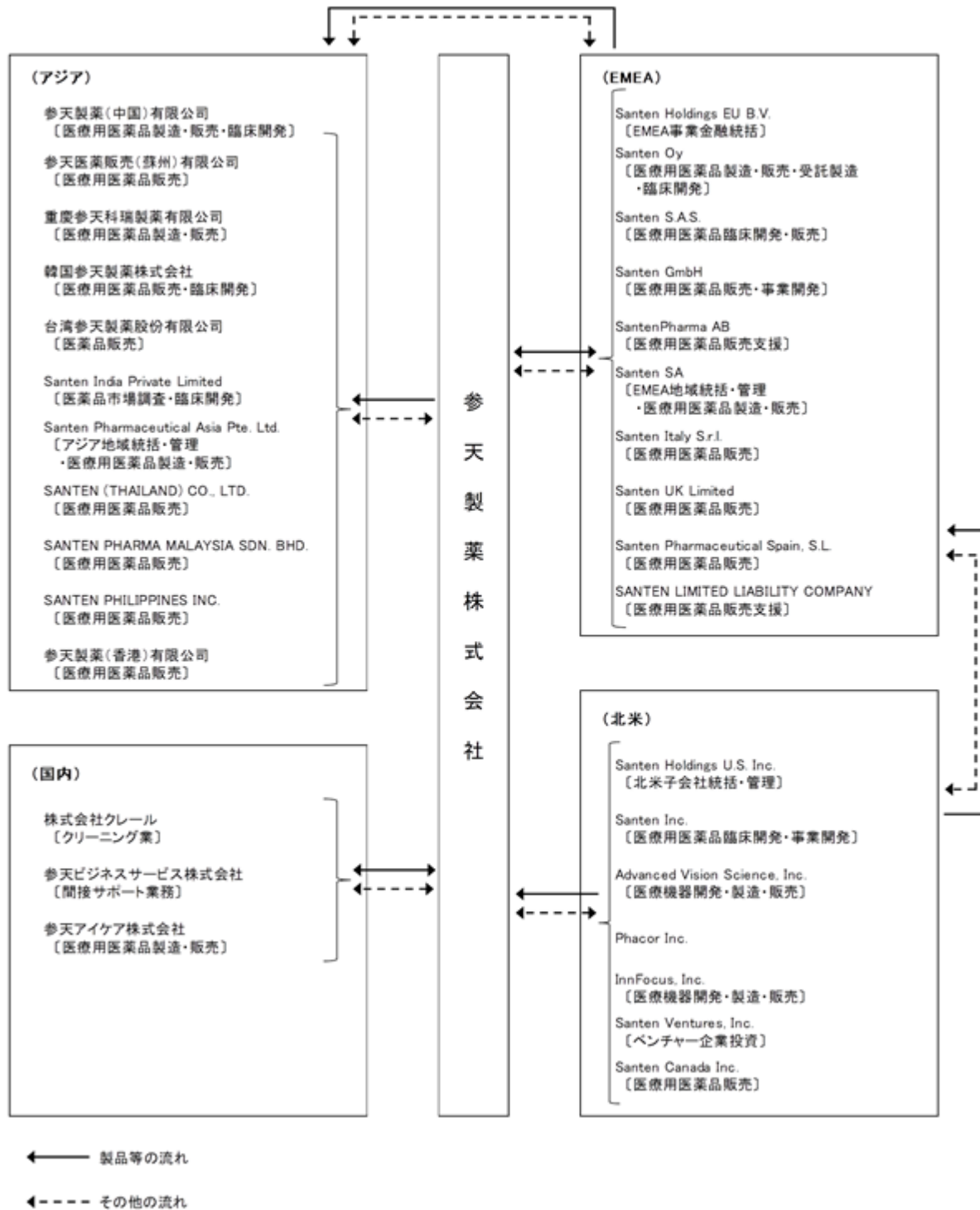
参天製薬グループの事業区分および当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりです。

なお、参天製薬グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略していません。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 6.事業セグメント」に記載のとおりです。

事業区分	会社
医療用医薬品	(日本) 当社 参天ビジネスサービス株式会社 参天アイケア株式会社 (EMEA(ヨーロッパ、中東およびアフリカ)) Santen Holdings EU B.V. Santen Oy Santen S.A.S. Santen GmbH SantenPharma AB Santen SA Santen Italy S.r.l. Santen UK Limited Santen Pharmaceutical Spain, S.L. SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY (アジア) 参天製薬(中国)有限公司 参天医薬販売(蘇州)有限公司 重慶参天科瑞製薬有限公司 韓国参天製薬株式会社 台湾参天製薬股份有限公司 Santen India Private Limited Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. SANTEN (THAILAND) CO., LTD. SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. SANTEN PHILIPPINES INC. 参天製薬(香港)有限公司 (北米) Santen Holdings U.S. Inc. Santen Inc. Santen Canada Inc.
一般用医薬品	(日本) 当社 参天ビジネスサービス株式会社 (アジア) 台湾参天製薬股份有限公司
医療機器	(日本) 当社 (EMEA) Santen S.A.S. Santen GmbH Santen SA Santen Italy S.r.l. Santen UK Limited Santen Pharmaceutical Spain, S.L. (北米) Advanced Vision Science, Inc. InnFocus, Inc.

事業区分	会社
その他	(日本) 株式会社クレール (北米) Phacor Inc. Santen Ventures, Inc.

以上の事業系統図の概略は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

2019年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社クレール	滋賀県 犬上郡 多賀町	百万円 90	クリーニング業	100.0	当社が無塵・無菌服のク リーニングを委託してい ます。 役員の兼任 - 名
参天ビジネスサー ビス株式会社	大阪市 東淀川区	百万円 10	間接サポート業務	100.0	当社の間接サポート業務を 委託しています。 役員の兼任 - 名
参天アイケア株式 会社	大阪市 東淀川区	百万円 10	医療用医薬品製造 ・販売	100.0	役員の兼任 1 名
Santen Holdings U.S. Inc.	アメリカ カリフォルニア州	千アメリカドル 24,784	北米子会社統括 ・管理	100.0	北米子会社の統括・管理を 委託しています。 役員の兼任 - 名
Santen Inc.	アメリカ カリフォルニア州	千アメリカドル 8,765	医療用医薬品 臨床開発・事業開発	100.0 (100.0)	当社が医薬品の臨床開発、 医薬学術情報に係る調査分 析および事業開発を委託し ています。 役員の兼任 1 名
Advanced Vision Science, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	千アメリカドル 10	医療機器開発 ・製造・販売	100.0 (100.0)	当社が医療機器を輸入して おり、また当社が医療機器 の研究開発を委託していま す。 役員の兼任 - 名
Phacor Inc.	アメリカ カリフォルニア州	千アメリカドル 10	-	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
InnFocus, Inc.	アメリカ フロリダ州	千アメリカドル 2	医療機器開発 ・製造・販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen Ventures, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	千アメリカドル 10	ベンチャー企業投資	100.0 (100.0)	役員の兼任 1 名
Santen Canada Inc.	カナダ オンタリオ州	千アメリカドル 2,000	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen Holdings EU B.V.	オランダ アムステルダム	千ユーロ 50	EMEA事業金融統括	100.0	役員の兼任 - 名
Santen Oy	フィンランド タンペレ	千ユーロ 20,000	医療用医薬品製造・ 販売・受託製造 ・臨床開発	100.0 (100.0)	当社が医薬品の輸出入、医 薬品等の臨床開発および販 売活動の委託ならびに製造 販売権を付与しています。 役員の兼任 - 名
Santen S.A.S.	フランス エブリー	千ユーロ 1,976	医療用医薬品 臨床開発・販売	100.0 (100.0)	医薬品の臨床開発を受委託 しています。 役員の兼任 - 名
Santen GmbH	ドイツ ミュンヘン	千ユーロ 25	医療用医薬品販売 ・事業開発	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SantenPharma AB	スウェーデン ストックホルム	千スウェーデン クローナ 500	医療用医薬品 販売支援	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Santen SA	スイス ジュネーブ	千スイスフラン 12,065	EMEA地域統括・ 管理・医療用 医薬品製造・販売	100.0 (100.0)	当社がEMEA地域統括・管理 の委託および製造販売権を 付与しています。 役員の兼任 - 名
Santen Italy S.r.l.	イタリア ミラノ	千ユーロ 10	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen UK Limited	イギリス サリー	千ポンド 2,300	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen Pharmaceutical Spain, S.L.	スペイン マドリード	千ユーロ 3	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY	ロシア モスクワ	千ルーブル 10	医療用医薬品 販売支援	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
参天製薬(中国) 有限公司	中国 蘇州	百万円 3,800	医療用医薬品製造 ・販売・臨床開発	100.0	当社が医薬品等を輸出し、 医療用医薬品の中国での製 造販売権を付与していま す。また当社が臨床開発を 委託しています。 役員の兼任 - 名
参天医薬販売 (蘇州)有限公司	中国 蘇州	千元 35,000	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
重慶参天科瑞製薬 有限公司	中国 重慶	千元 200,000	医療用医薬品製 造・販売	49.0 (49.0)	役員の兼任 - 名
韓国参天製薬 株式会社	韓国 ソウル	千韓国ウォン 29,000,000	医療用医薬品販売 ・臨床開発	100.0	当社が医薬品等を輸出して おり、また当社が販売活動 および臨床開発を委託して います。 役員の兼任 - 名
台湾参天製薬股份 有限公司	台湾 台北	千台湾ドル 42,000	医薬品販売	100.0	当社が医薬品等を輸出して います。 役員の兼任 - 名
Santen India Private Limited	インド バンガロール	千インドルピー 48,500	医薬品市場調査 ・臨床開発	100.0 (0.1)	当社が医薬品の市場調査お よび臨床開発を委託してい ます。 役員の兼任 - 名
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 20,500	アジア地域 統括・管理 ・医療用医薬品製造 ・販売	100.0	当社がアジア地域統括・管 理の委託、医薬品等の輸出 および製造販売権を付与し ています。 役員の兼任 - 名
SANTEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	千タイバーツ 110,000	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スパン・ジャヤ	千マレーシア リングギット 4,000	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SANTEN PHILIPPINES INC.	フィリピン マカティ	千フィリピン ペソ 43,309	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
参天製薬(香港) 有限公司	中国 香港	千香港ドル 7,600	医療用医薬品販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名

- (注) 1 Santen Holdings U.S. Inc.、Santen Inc.、Santen Oy、Santen SA、参天製薬(中国)有限公司、重慶参天科瑞製薬有限公司、韓国参天製薬株式会社およびSanten Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.は特定子会社です。
- 2 「議決権の所有割合」欄の()内は間接所有割合で内数です。
- 3 有価証券届出書および有価証券報告書を提出している子会社はありません。
- 4 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある子会社はありません。
- 5 重慶参天科瑞製薬有限公司の「議決権の所有割合」は出資割合のことであり、また、出資者である参天製薬(中国)有限公司が議決権の過半数を有することから連結子会社としています。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	4,073
---------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。
2 参天製薬グループは単一セグメントであるため、グループ全体の従業員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,812	42歳8ヶ月	15年5ヶ月	8,192

- (注) 1 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。
2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
3 当社は単一セグメントであるため、当社全体の従業員数を記載しています。

(3) 労働組合の状況

当社は、単一組合である参天グループ従業員組合を組織し、現在無所属で自主的に活動しています。労使関係について特に記載すべき事項はありません。

また、連結子会社においても、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、参天製薬グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

参天製薬グループは、「天機に参与する」という基本理念のもと、眼科領域に経営資源を集中し、患者さんと患者さんを愛する人たちに貢献することを目指して事業活動を推進しています。

眼科領域では、緑内障や網膜疾患などを中心に治療が未充足な疾患領域が存在するのみならず、未だ医療が十分に発展していない国や地域が数多く存在しています。参天製薬グループは眼科領域に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、世界の患者さんのQOL（Quality of Life：クオリティ・オブ・ライフ）向上のために、医療現場のニーズを満たす製品の開発、幅広い疾患領域をカバーする製品ラインナップ、国・地域ごとに異なる多様な顧客ニーズへのきめ細やかな対応などに取り組みます。

また、基本理念に基づく事業活動を通じた社会貢献をCSR/ESGの中心と位置付け、希少疾病用医薬品の発売、未充足ニーズを満たす研究開発推進、新しい緑内障の治療オプションの開発や治療継続プログラムパッケージの提供など、世界の眼科医療水準向上に向けて参天製薬グループならではの「目に関する優れた製品とサービスを提供する」ことにより、患者さんのQOL向上への貢献を目指します。また、グローバル企業としてコーポレートガバナンスの高度化、グループ全体でのコンプライアンスの徹底を図り、高い倫理観と国際規範に則った活動をグローバルに展開します。

(2) 環境認識

先進国においては少子高齢化が加速する一方、新興国・発展途上国においては中間層が拡大し、医療ニーズは増大しています。日本国内に目を向けると、薬事行政による薬価改定に加え、後発品促進策の推進など厳しい経営環境が続いていますが、その一方で、再生医療、個別化医療、セルフメディケーション推進といった医療における新しい潮流も認められます。

参天製薬グループが注力するグローバル眼科薬市場は、主に網膜・ドライアイ・緑内障領域を中心に引き続き成長しており、平均成長率6%程度（2013～2020年）となることが予想されます。特にアジアや東欧・北欧・ロシアなどでは高い成長率が見込まれ、米国でも成長を維持していますが、国内は薬価改定、後発品普及方針の公示等により市場成長は鈍化傾向にあります。このように複雑化する市場環境において、参天製薬グループは、長期ビジョンに基づき、中期経営計画「MTP2020」の実行を推進しています。

(3) 長期経営ビジョン「Vision2020」

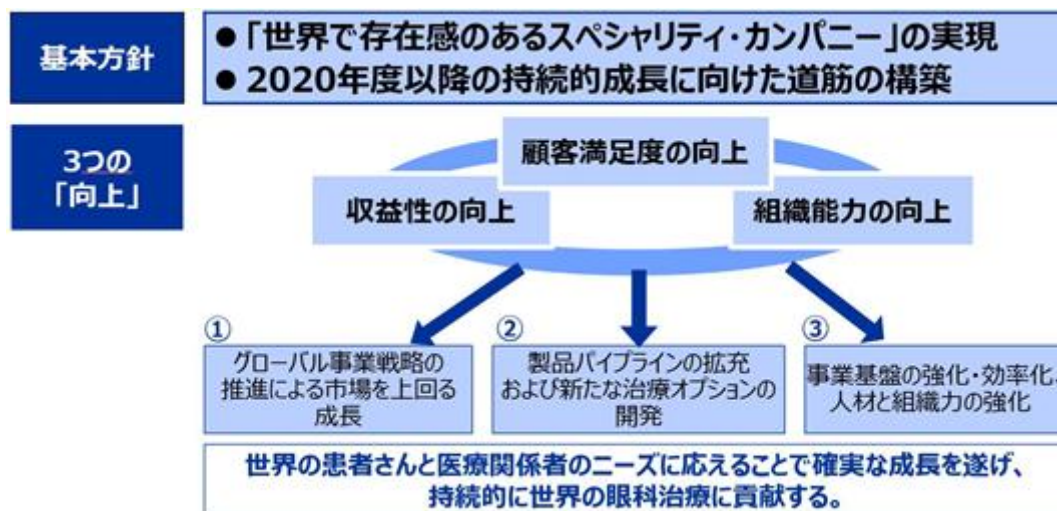
参天製薬グループは、2020年までの長期的な経営ビジョンである「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向けて、研究開発活動や事業開発などへの成長投資を積極的に実施するとともに、高い市場成長が見込まれるアジア、EMEAでの事業展開を積極的に推進しています。

Vision2020の実現に向けては、真の顧客ニーズに対応する製品を迅速に創出、国内事業の新たな事業展開への変革、アジアへの積極展開とEMEA・米国への参入、グローバルな製品供給・信頼性保証体制の確立、創造と革新を担う人材と組織力強化を5つの道筋と定め、中期経営計画において具体的な活動プランを立案・実行しています。

(4) 中期経営計画「MTP2020」

2018年6月、「Vision2020」実現および2020年以降の持続的成長に向けた道筋構築を目指し、中期経営計画「MTP2020」を発表しました。

世界の眼科医療においては、高齢化の進展や新たな診断・治療技術の進化に伴い、緑内障、網膜疾患、ドライアイなどの疾患領域で患者さんの増加が想定されます。「顧客満足度」、「収益性」、「組織能力」の3つの向上を活動の軸に据え、グローバル事業戦略の推進による市場を上回る成長、製品パイプラインの拡充および新たな治療オプションの開発、事業基盤強化・効率化および人材組織力の強化を図ります。



グローバル事業戦略では、日本、EMEAでの経験・知見をアジアに展開することで既存地域における眼科治療貢献と事業成長の加速を図るとともに、2021年以降にライフサイエンス分野のイノベーションを牽引する米国市場での持続的な事業展開を構築するための準備を進めます。

製品パイプラインの拡充および新たな治療オプションの開発では、新しい治療法や技術を積極的に取り入れ、治療継続の支援や製品の識別性改良など顧客視点で新たな治療オプションを提供するとともに、予防・診断・治療・フォローアップを含む全体におけるソリューション提供へと進化させ、従来の方法を超える製品・サービスの提供に取り組みます。

当連結会計年度は事業基盤強化を目的に業務やコストの最適化を推進するとともに、2019年4月よりグローバルな組織体制を刷新し、業務の標準化・最適化を推進するためのマネジメントフレームワークへと再編いたしました。米国での研究開発では、緑内障における新たな治療オプションとして期待されるDE-128 (PRESERFLO MicroShunt)、DE-117 (エイベリス) の臨床第 相試験を継続し、事業展開に向けた準備を着実に進めています。

2019年4月には、DE-128 (PRESERFLO MicroShunt) の迅速な普及促進のため、Glaukos社と米国での独占販売の代理店契約を締結しました。

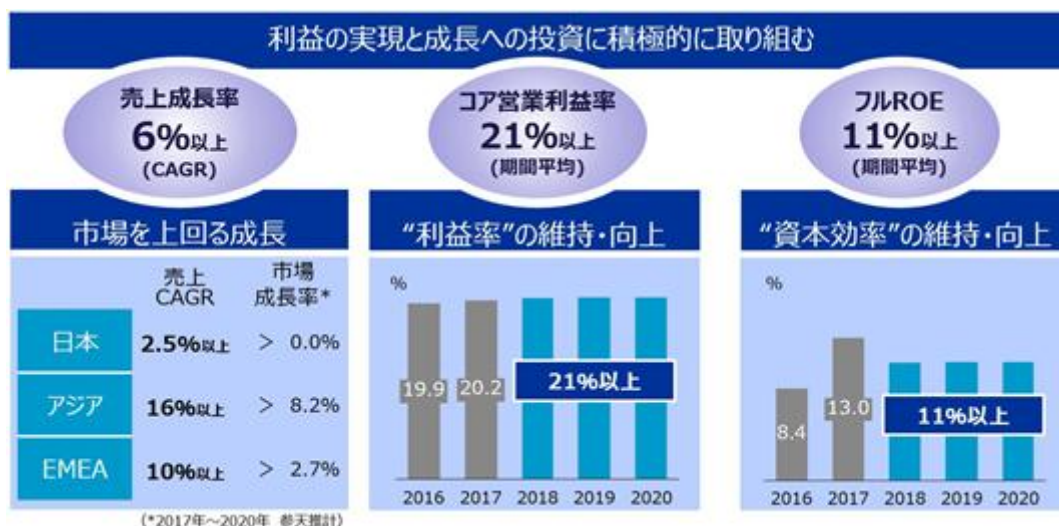
また2020年度以降の長期ビジョン・戦略の構築にも着手しました。ライフスタイルの変化に伴う新たなニーズや、新しい技術の取り込み、グローバルな市場成長を視野にいたした事業戦略の構築を進めてまいります。

(5) 目標とする経営指標

中期経営計画「MTP2020」においては、利益の実現と成長への投資に積極的に取り組むことを前提に、以下3つの財務指標を達成目標として定めています。

- 市場を上回る売上高成長： 平均成長率 (CAGR) 6% 以上
- 利益率の維持向上： コア営業利益率21%以上 (期間平均)
- 資本効率の維持・向上： フルROE11%以上 (期間平均) *

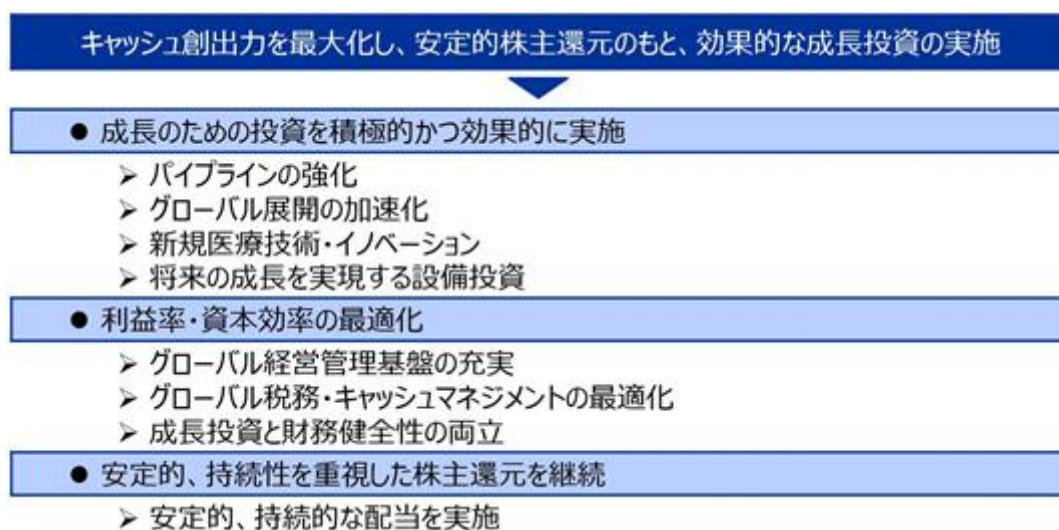
* 特殊要因を除いたコアROEについても副次的経営指標と位置付けています。



当連結会計年度の上記指標は、売上高成長率4.0%、コア営業利益率20.6%、フルROE11.1%となりました。単年の売上高成長率は目標平均成長率をやや下回りましたが、コア営業利益率およびフルROEは中期経営計画において目標とする水準を維持しています。

(6) 資本政策

参天製薬グループは、眼科領域で競争優位を構築することで収益性を高め、キャッシュ創出力、ひいては株主価値の最大化を目指しています。また、資本効率や財務健全性など、当社にとって最適な資本構成を追求しながら、将来の成長のための内部留保と株主の皆様への利益還元を両方を適切なバランスにて実施することを基本としています。これら収益性、資本効率および財務健全性、内部留保、株主還元を最適化することで、ROEの向上に取り組めます。



成長のための投資については、パイプラインの強化、グローバル展開の加速、新規医療技術、グローバルな事業基盤拡充に向けた生産拠点、情報システムへの投資などに、積極的かつ効果的に資源投入を図ります。当連結会計年度は、2018年9月にペプチドリーム社と複数の創薬標的タンパク質に対して特殊環状ペプチド医薬品を創生する包括的創薬共同研究開発契約を締結しました。

収益性については、資本コストを上回る利益を実現することを基本とし、そのための評価基準を定め、投資判断を行っています。また、投下した資本の回収については、グローバルに拡大展開する事業の状況をモニタリングする経営管理体制の整備に加えて、税務を含むキャッシュマネジメントを通じたキャッシュ最大化に取り組んでいます。

資本効率については、成長投資と財務健全性の両方を勘案しながら、資本・負債比率（DEレシオ）の最適化および資産圧縮を進めています。2018年度には、旧本社・大阪工場跡地の売却、Santen Oyのタンペレ工場（フィンランド）のNext Pharma社への譲渡を決定しました。並行して、アジア市場を中心に増加する需要に対応するための生産拠点増強について検討を進めています。

株主還元については、経営の最重要事項と位置付け、中長期的な事業環境や資金需要と内部留保の水準、ならびに資本構成等を総合的に勘案し、配当を中心に、自己株式取得を補完的な手段として株主の皆様へ利益を還元することを基本としています。当連結会計年度は、成長投資余力を勘案した結果、株主還元の強化と資本効率のさらなる向上を図るために814万株の自己株式を取得しました（内750万株は2019年3月29日に消却）。

2【事業等のリスク】

当連結会計年度末現在において判断した将来の業績または財政状態に影響を与うるリスクや不確実性には、以下のようなものがあります。ただし、将来の業績または財政状態に影響を与うるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、参天製薬グループが判断したものです。

(1) 外的環境要因

< 医薬品行政の動向 >

医療用医薬品部門については、日本ならびにその他各国政府による医療保険制度や薬価に関する規制の影響を受けます。日本国内の薬価改定については、現在予測可能な範囲に限り、その影響を業績予想等の見通しに織り込んでいますが、予測可能な範囲を超えた薬価改定や、その他の医療保険制度の改定があった場合は、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外においても、同様に医療用医薬品の価格等に関する様々な規制があり、政府による価格低下の圧力は継続する傾向にあります。

< 社会・経済情勢ならびに法規制の変更 >

将来の業績は、主要市場における政治情勢や経済情勢の影響を受ける可能性があります。また、業績または財政状態は、会計基準、税法、製造物責任(PL)法、独占禁止法、環境関連法などの法規制変更の影響を受ける可能性があります。

< 為替 >

参天製薬グループは世界各国で事業を展開しているため、為替の変動が参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与えます。当連結会計年度の海外売上収益は、連結売上収益の31.4%でした。

(2) 競争

< 後発品の影響 >

国内外における後発品の販売は、参天製薬グループの業績に影響を与える可能性があります。

参天製薬グループの製品の中には、すでに他社から後発品が発売されているものもあり、今後、後発品の影響が強まる可能性があります。

(3) 特定の製品・取引先等への依存

< 主力製品への依存 >

「アイリニア硝子体内注射液」、「コソプト配合点眼液」の2製品の連結売上収益に対する比率は、当連結会計年度で30%を超えています。これらの製品が万一、製品の欠陥、予期せぬ副作用などの要因により販売中止となったり、売上収益が大幅に減少した場合、業績または財政状態に大きな影響を及ぼします。

< ライセンス製品への依存 >

参天製薬グループの製品には、他社から製造販売権、ならびに販売権を供与されているものが多くあります。眼科薬における独占的製造販売権の供与を受けている品目には、「クラビット点眼液」、「タプロス点眼液」、「ジクアス点眼液」、「アレジオン点眼液」などがあります。国内独占的販売権の供与を受けている品目には、「アイリニア硝子体内注射液」があります。契約期間満了、契約条件の変更や、販売提携の解消などが起こった場合、業績に影響を及ぼします。

< 特定の取引先への依存 >

原薬や容器など、原材料の中には供給を特定の取引先に依存しているものがあります。何らかの要因によりこうした原材料の供給が停止した場合、参天製薬グループでの生産活動に悪影響を与える可能性があります。さらに、これに起因して参天製薬グループの製品の供給が滞った場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

参天製薬グループと取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、連結売上収益の63%に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒れが発生した場合、参天製薬グループの業績に影響を及ぼします。

< 生産の停滞・遅延 >

自然災害、火災などの要因により生産活動の停滞・遅延が起こった場合、参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。また、品目によっては、生産を一箇所に集中しているものや、生産を外部に委託しているものがあり、特定の工場や外部委託先の機能が停止した場合、製品供給が滞る可能性があります。

(4) 研究開発活動

< 新薬開発の不確実性 >

新製品の創製・開発ならびに追加効能・剤形等の開発は将来の成長に必要不可欠であり、参天製薬グループは毎年多額の研究開発投資を行っていますが、研究開発から承認・発売までは非常に長期間を要し、開発中止、承認申請後の不許可などの不確実性を多く含みます。参天製薬グループが開発中の新薬あるいは追加効能・剤形等について、販売・製造の許可がおりるかどうかが、あるいはいつ承認を得ることができるかを確実に予測することはできません。また、将来、研究開発投資に見合う新薬の売上収益を実現できない可能性があります。

< 他社との提携の成否 >

新製品に関わる見通しには、他社との開発・販売提携等を前提とするものが含まれています。こうした提携の成否は参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) その他の要因

< 知的財産権 >

参天製薬グループの事業は、物質・製法などに関する様々な特許によって保護されています。参天製薬グループでは、これらの特許権を含む知的財産権を適切に管理し、第三者からの侵害にも注意を払っていますが、第三者からの侵害を受けた場合には、参天製薬グループの業績に影響を与える可能性があります。また、参天製薬グループの事業が第三者の知的財産権を侵害しないようにも注意を払っていますが、万一、第三者の知的財産権を侵害した場合、損害賠償を請求されるなど、業績に影響を与える可能性があります。

< ITセキュリティおよび情報管理 >

参天製薬グループでは、各種ITシステムを利用しているため、システムの不備、サイバー攻撃やコンピュータウィルスの感染等により、業績に影響を与える可能性があります。また、個人情報等の多くの情報を有しているため、万が一の事故等によりその情報が社外流出した場合、信用を大きく失うことで業績に影響を与える可能性があります。

< 販売中止、製品回収等 >

参天製薬グループの製品の一部が、製品品質の欠陥、予期せぬ副作用、第三者による異物混入等により、販売中止または製品回収などの事態となった場合、業績に悪い影響を与えます。

< 訴訟 >

医療用医薬品の製造・販売を主たる事業とする参天製薬グループでは、将来、特許、製造物責任（PL）法、独占禁止法、消費者、環境などに関わる訴訟を提起される可能性があり、訴訟が発生した場合、それらの訴訟等の動向は、参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。なお、現在、参天製薬グループの経営に大きな影響を与えるような訴訟を提起されている案件はありません。

< グローバルな事業展開に関わるリスク >

参天製薬グループでは、医薬品の販売や研究開発活動を世界各国で行っており、また、持続的な成長のためのグローバルな事業展開にあたって、資産の譲受や企業買収を実施しています。このような世界各国における事業活動は、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、商習慣の相違その他のリスクに直面する可能性があり、その結果当初想定した効果や利益が実現されない可能性があります。

< 財務報告に係る内部統制の整備等 >

参天製薬グループは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに実施基準に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。しかし、内部統制が有効に機能せず、あるいは予期せぬ内部統制上の問題により、多大な損失が発生した場合、業績に影響を及ぼします。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における参天製薬グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりです。

財政状態及び経営成績の状況

世界の眼科薬市場は、ここ数年堅調な伸びを示しており、特にアジア地域では継続的に力強い市場拡大基調を示しています。

また、最大市場である米国や欧州諸国も伸長傾向であり、国内の直近の傾向は前年同水準ですが、米国に次ぎ世界第二位の市場規模を維持しています。

このような市場環境の下、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

(ア) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ27億円増加し、3,912億円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ23億円減少し、986億円となりました。

当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末に比べ50億円増加し、2,926億円となりました。

(イ) 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、コアベースでは、売上収益2,340億円（前年同期比4.0%増）、コア営業利益482億円（同6.3%増）、親会社の所有者に帰属するコア当期利益361億円（同7.9%増）となりました。

IFRS（フル）ベースでは、売上収益2,340億円（前年同期比4.0%増）、営業利益451億円（同16.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益320億円（同9.3%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、自己株式の取得による支出、配当金の支払い、長期借入金の返済による支出などがあった一方、営業キャッシュ・フローが329億円あったことなどにより、前連結会計年度末と比べ15億円増加し、708億円となりました。

生産、受注及び販売の実績

参天製薬グループは単一セグメントであり、当連結会計年度における実績は次のとおりです。

(ア) 生産実績及び商品仕入実績

	金額(百万円)	対前年度増減率(%)
生産実績	160,005	6.2
商品仕入実績	52,000	5.3

- (注) 1 生産実績の金額は販売価格によっており、消費税等は含まれていません。
 2 商品仕入実績の金額は仕入価格によっており、消費税等は含まれていません。

(イ) 受注実績

参天製薬グループは販売計画、在庫状況を基礎として生産計画を立案し、これによって生産を行っていますので受注生産は行っていません。

(ウ) 販売実績

	金額(百万円)	対前年度増減率(%)
販売実績	234,026	4.0

- (注) 1 最近2連結会計年度における、主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社スズケン	42,463	18.9	44,325	18.9
株式会社メディセオ	33,680	15.0	32,313	13.8

- 2 上記金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による参天製薬グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積り

参天製薬グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しています。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しています。

なお、参天製薬グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載しています。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(ア) 経営成績等
 財政状態

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
資産	388,463	391,186	2,724
資本	287,557	292,572	5,015
負債	100,905	98,614	2,291
親会社所有者帰属持分比率	73.6%	74.4%	0.8ポイント

当連結会計年度末の資産は、3,912億円となりました。金融資産および無形資産の減少などがあった一方、営業債権及びその他の債権および棚卸資産の増加などにより前連結会計年度末と比べ27億円増加しました。

資本は、2,926億円となりました。その他の資本の構成要素の減少などがあった一方、利益剰余金の増加などにより前連結会計年度末と比べ50億円増加しました。

負債は、986億円となりました。営業債務及びその他の債務および金融負債の増加などがあった一方、繰延税金負債および借入金の返済などによるその他の金融負債の減少などにより前連結会計年度末と比べ23億円減少しました。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は、前連結会計年度末と比べ0.8ポイント増加し、74.4%となりました。

経営成績
 イ. コアベース 1

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前年度増減率
売上収益	224,942	234,026	4.0%
コア営業利益	45,378	48,230	6.3%
コア当期利益	33,458	36,092	7.9%
親会社の所有者に帰属する コア当期利益	33,445	36,103	7.9%

[売上収益]

前連結会計年度と比べ4.0%増加し、2,340億円となりました。

主力の国内医療用医薬品事業においては、「アレジオン点眼液」等の伸長により薬価改定の影響を吸収し、前連結会計年度と比べ増収となりました。海外事業においてはEMEA・アジアで当社製品は順調に市場浸透し、高い成長率を維持しています。

事業別の状況は次のとおりです。

(単位：百万円)

	国内		海外		合計	
	金額	対前年度増減率	金額	対前年度増減率	金額	対前年度増減率
医療用医薬品	142,950	1.3%	73,080	10.9%	216,030	4.4%
一般用医薬品	13,930	2.6%	293	0.1%	14,223	2.5%
医療機器	2,600	2.9%	109	95.7%	2,709	4.9%
その他	977	28.9%	88	121.0%	1,065	33.5%
合計	160,456	1.1%	73,570	11.0%	234,026	4.0%

(注) 外部顧客に対する売上収益を表しています。

< 医療用医薬品 >

日本

前連結会計年度と比べ1.3%増加し、1,430億円となりました。2018年11月に緑内障・高眼圧症治療剤「エイベリス点眼液」を新発売しました。各疾患領域の主力製品の売上推移は次のとおりです。

- ・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域
 - 「タプロス点眼液」 96億円 (対前年度増減率 0.6%)
 - 「タプコム配合点眼液」 25億円 (対前年度増減率 + 2.8%)
 - 「コソプト配合点眼液」 89億円 (対前年度増減率 21.8%)
- ・ 角結膜疾患治療剤領域
 - 「ヒアレイン点眼液」 88億円 (対前年度増減率 18.7%)
 - 「ジクアス点眼液」 139億円 (対前年度増減率 + 8.7%)
- ・ 抗アレルギー点眼剤領域
 - 「アレジオン点眼液」 194億円 (対前年度増減率 + 15.4%)
- ・ 網膜疾患治療剤領域
 - 「アイリーア硝子体内注射液」 562億円 (対前年度増減率 + 9.0%)

2)

EMEA

円換算ベースで前連結会計年度と比べ3.1%増加し、361億円となりました。主力製品の売上推移は次のとおりです。

- ・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域
 - 「タプロス点眼液」 64億円 (対前年度増減率 0.8%)
 - 「タプコム配合点眼液」 19億円 (対前年度増減率 + 53.9%)
 - 「コソプト配合点眼液」 94億円 (対前年度増減率 2.2%)
 - 「トルソプト点眼液」 27億円 (対前年度増減率 0.4%)
- ・ 角結膜疾患治療剤領域
 - 「アイケルビス」 29億円 (対前年度増減率 + 48.0%)

アジア

円換算ベースで前連結会計年度と比べ19.4%増加し、365億円となりました。主力製品の売上推移は次のとおりです。

・角結膜疾患治療剤領域	
「ヒアレイン点眼液」	101億円（対前年度増減率 +37.1%）
「クラビット点眼液」	104億円（対前年度増減率 +12.6%）

< 一般用医薬品 >

前連結会計年度と比べ2.5%減少し、142億円となりました。

「サンテポータイエシリーズ」、新「サンテメディカルシリーズ」、「ソフトサンティアシリーズ」などの高価格帯品に引き続き注力しています。

< 医療機器 >

前連結会計年度と比べ4.9%増加し、27億円となりました。

高屈折率のアクリル素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズ「エタニティ」シリーズの普及促進活動に引き続き注力しています。また、2019年4月にOculentis社（オランダ）から導入した眼内レンズ「レンティス コンフォート」を新発売しました。

< その他 >

その他の売上収益は11億円となりました。サプリメント製品の販売、株式会社クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものです。

[コア営業利益]

売上総利益は、前連結会計年度と比べ47億円増加し、1,433億円となりました。

販売費及び一般管理費は、海外事業の拡大に伴い、前連結会計年度と比べ25億円増加し、713億円となりました。

研究開発費は、前連結会計年度と比べ6億円減少し、238億円となりました。

以上により、コアベースでの営業利益は、前連結会計年度と比べ6.3%増加し、482億円となりました。

ロ . IFRS (フル) ベース

(単位: 百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前年度増減率
売上収益	224,942	234,026	4.0%
営業利益	38,691	45,098	16.6%
当期利益	35,261	31,943	9.4%
親会社の所有者に帰属する当期利益	35,247	31,954	9.3%

[売上収益]

コアベースからの調整はありません。

[営業利益]

売上総利益、販売費及び一般管理費、研究開発費について、コアベースからの調整はありません。

製品に係る無形資産償却費は、前連結会計年度と比べ3.7%増加し、70億円となりました。これは主に、米メルク社から2014年に譲受けた眼科製品に関する無形資産、ならびに2015年より欧州で販売を開始した「アイケルビス」に関する無形資産の償却によるものです。

その他の収益は、当社保有の固定資産譲渡などにより40億円、その他の費用は、2億円となりました。

これらにより、IFRS（フル）ベースの営業利益は、前連結会計年度と比べ16.6%増加し、451億円となりました。

[親会社の所有者に帰属する当期利益]

親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度と比べ9.3%減少し、320億円となりました。これは、前連結会計年度において米国における連邦法人税率引下げに伴い法人所得税費用が一時的に減少したことによるものです。売上収益に対する親会社の所有者に帰属する当期利益の比率は、13.7%となりました。

- 1 参天製薬グループではIFRS適用を機に、IFRSによる業績（「IFRS（フル）ベース」）から一部の収益および費用を控除した「コアベース」での財務情報を経常的な業績を示す指標として開示しています。IFRS（フル）ベースによる業績からコアベースでの業績への調整において控除する以下の収益および費用とそれらに係る法人所得税費用を調整し、コアベースを算出しています。

- ・製品に係る無形資産償却費
- ・その他の収益
- ・その他の費用
- ・金融収益
- ・金融費用
- ・販売費及び一般管理費のうち企業買収に係る一過性費用

- 2 製造販売元であるバイエル薬品株式会社とのコ・プロモーション製品です。

また、参天製薬グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容（イ）資本の財源及び資金の流動性についての分析」に記載のとおりです。

(イ) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本政策

参天製薬グループは、眼科領域で競争優位を構築することで収益性を高め、キャッシュ創出力、ひいては株主価値の最大化を目指しています。また、資本効率や財務健全性など、当社にとって最適な資本構成を追求しながら、将来の成長のための内部留保と株主の皆様への利益還元を両方を適切なバランスにて実施することを基本としています。これら収益性、資本効率および財務健全性、内部留保、株主還元を最適化することで、ROEの向上に取り組みます。

成長のための投資については、パイプラインの強化、グローバル展開の加速、新規医療技術、グローバルな事業基盤拡充に向けた生産拠点、情報システムへの投資などに、積極的かつ効果的に資源投入を図ります。当連結会計年度は、2018年9月にペプチドリーム社と複数の創薬標的タンパク質に対して特殊環状ペプチド医薬品を創生する包括的創薬共同研究開発契約を締結しました。

収益性については、資本コストを上回る利益を実現することを基本とし、そのための評価基準を定め、投資判断を行っています。また、投下した資本の回収については、グローバルに拡大展開する事業の状況をモニタリングする経営管理体制の整備に加えて、税務を含むキャッシュマネジメントを通じたキャッシュ最大化に取り組んでいます。

資本効率については、成長投資と財務健全性の両方を勘案しながら、資本・負債比率（Dレシオ）の最適化および資産圧縮を進めています。2018年度には、旧本社・大阪工場跡地の売却、Santen Oyのタンペレ工場（フィンランド）のNext Pharma社への譲渡を決定しました。並行して、アジア市場を中心に増加する需要に対応するための生産拠点増強について検討を進めています。

株主還元については、経営の最重要事項と位置付け、中長期的な事業環境や資金需要と内部留保の水準、ならびに資本構成等を総合的に勘案し、配当を中心に、自己株式取得を補完的な手段として株主の皆様へ利益を還元することを基本としています。当連結会計年度は、成長投資余力を勘案した結果、株主還元の強化と資本効率のさらなる向上を図るために814万株の自己株式を取得しました（内750万株は2019年3月29日に消却）。

キャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
営業活動による キャッシュ・フロー	42,843	32,894	9,949
投資活動による キャッシュ・フロー	8,259	2,935	5,324
財務活動による キャッシュ・フロー	17,631	28,107	10,476
現金及び現金同等物の 期末残高	69,283	70,796	1,513

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ15億円増加し、708億円となりました。

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、329億円の収入（前期は、428億円の収入）となりました。前連結会計年度においては、一時差異の取崩の影響により一時的に法人所得税の支払が減少していたことなど、当連結会計年度の法人所得税の支払が64億円増加したことなどにより、99億円減少しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、29億円の支出（前期は、83億円の支出）となりました。これは有形固定資産の売却による収入が43億円などあった一方、有形固定資産の取得による支出が55億円、無形資産の取得による支出が29億円あったことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、281億円の支出（前期は、176億円の支出）となりました。これは自己株式の取得による支出が141億円、配当金の支払いが106億円および長期借入金の返済による支出が41億円あったことなどによるものです。

設備投資については、製造設備および研究開発用機器の更新に加え、米メルク社より譲受けた眼科製品の内製化のための投資、グローバルな製品供給基盤の強化を目的とした生産体制・拠点再編に伴う設備投資、重慶参天科瑞製薬有限公司の工場建設に伴う設備投資および事業のグローバル展開を支えるためのIT基盤への投資等を行い、当期連結会計年度の設備投資額は、72億円となりました。

資金調達については、重慶参天科瑞製薬有限公司における工場建設の資金の一部として、MUFG Bank (China) Ltd.より6億円の借入を実行しました。その他の設備投資については、自己資金により行いました。また、機動的な事業開発活動のための効率的な調達を目的に、2018年3月に株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）と総額300億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結していますが、当期連結会計年度の借入実行額はありません。

（ウ）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標

当社は、中期経営計画「MTP2020」においては、利益の実現と成長への投資に積極的に取り組むことを前提に、売上高成長率、コア営業利益率、フルROEの3つの財務指標に達成目標を定めています。具体的目標値および実績値は下表のとおりです。

	実績値			目標値
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	
売上高成長率	1.9%	13.0%	4.0%	6%以上（CAGR）
コア営業利益率	19.9%	20.2%	20.6%	21%以上（期間平均）
フルROE	8.4%	13.0%	11.1%	11%以上（期間平均）

当連結会計年度の実績値については、売上高成長率は、国内の薬価改定等の影響により、前年対比9.0ポイント減少し、目標の平均成長率をやや下回りましたが、EMEA・アジアで当社製品は高い成長率を維持しており、引き続き堅調に伸長していくと考えています。コア営業利益率は堅調に推移しており、目標とする水準を維持しています。フルROEは、前連結会計年度における米国での連邦法人税率引下げによる一時的な当期利益の上昇等の影響により、前年対比1.9ポイント減少しているものの、目標値を上回っています。

(経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報)

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第7章及び第8章を除く。以下「日本基準」という。)により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(のれんの償却)

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは移行日以降、償却をせず每期減損テストを行っていません。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」が2,431百万円減少しています。

(研究開発費の資産計上)

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、資産計上の要件を満たしたものを「無形資産」として計上しています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「研究開発費」が1,838百万円減少しています。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(のれんの償却)

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは移行日以降、償却をせず每期減損テストを行っていません。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」が2,429百万円減少しています。

(研究開発費の資産計上)

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、資産計上の要件を満たしたものを「無形資産」として計上しています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「研究開発費」が714百万円減少しています。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 技術契約(導入)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の支払
参天製薬株式会社(当社)	第一三共株式会社	日本	オフロキサシン(合成抗菌剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1986年8月～2001年9月(以後3年毎の自動更新)	販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	第一三共株式会社	日本	レボフロキサシン(合成抗菌剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1994年5月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後3年毎の自動更新)	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	エーザイ株式会社	日本	ブナゾシン塩酸塩(緑内障治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1994年12月～発売日から8年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後1年毎の自動更新)	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	AGC株式会社	日本	タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	2005年12月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	メルク社	アメリカ	ジクアホソルナトリウム(角結膜疾患治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1998年12月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	日本	エピナスチン塩酸塩(抗アレルギー点眼剤)	眼科薬における独占的製造販売権	2011年2月～発売日から10年間	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	宇部興産株式会社	日本	オミデネパグ イソプロピル(緑内障・高眼圧症治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	2011年2月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金、マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	Oculentis社	オランダ	レンティス コンフォート(眼内レンズ)	独占的製造販売権	2016年3月～特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金、マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ

(注) AGC株式会社は、2018年7月1日に旭硝子株式会社から商号変更しています。

(2) 技術契約(導出)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の受取
Advanced Vision Science, Inc.(連結子会社)	ボシュロム社	アメリカ	エタニティー(眼内レンズ)	独占的製造販売権	2009年2月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金、マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	オーク社	アメリカ	タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤)	独占的製造販売権	2014年4月～2022年3月	マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ

(3) 販売契約 (導入)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の支払
参天製薬株式会社 (当社)	ヤンセンファーマ株式会社	日本	レボカバステン塩酸塩 (抗アレルギー剤)	国内販売権	2000年9月～ 発売日から10年後の12月 (以後1年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社 (当社)	スキャンボファーマ合同会社	日本	イソプロピルウノプロストン (緑内障治療剤)	国内独占的販売権	2004年7月～ 2016年3月 (以後1年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社 (当社)	バイエル薬品株式会社	日本	アフリベルセプト硝子体内注射液 (眼科用VEGF阻害剤)	国内独占的販売権	2012年5月～2021年12月	-

(注) スキャンボファーマ合同会社との契約は2019年3月31日に終了しています。

(4) 企業結合による条件付対価

当社は米国時間の2016年8月19日にInnFocus, Inc.を買収しました。当社は、条件付対価契約に基づき、DE-128 (PRESERFLO MicroShunt) の開発の進捗および販売実績に応じたマイルストーンを支払う定めがあり、要求されうるすべての将来の支払額は409百万米ドル (割引前) です。

(5) その他

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約締結日
参天製薬 (中国) 有限公司 (連結子会社)	重慶科瑞製薬 (集団) 有限公司	中国	中国の患者さんに適切な価格で高品質の医療用眼科薬を提供することを目的に2016年8月に合弁会社 (重慶参天科瑞製薬有限公司) を設立	2016年3月22日

5【研究開発活動】

（研究開発戦略）

参天製薬グループは、眼科領域に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、患者さんの目の健康を守るために、未充足ニーズに対応し、QOL向上に大きく貢献する製品の創出に努めています。当社は、患者さんのQOL向上に注力することで、患者さんのみならず、眼科医や医療関係者をはじめとした重要なステークホルダーの期待にも応えていきます。

中期経営計画「MTP2020」では、「製品パイプラインの拡充、および新たな治療オプションの開発」を重点戦略として掲げています。従来からの医薬品開発に加え、ネットワーク製品創製(1)を活用し、治療成果を最適化する挑戦的な新しい技術への取り組みも始めています。また、臨床開発の精度を高め、患者さんの治療に貢献するために、トランスレーショナル・リサーチ(2)を通じたバイオマーカーの探索(3)や新しい診断方法の開発に取り組んでいます。既存製品についても、患者さんの一層の利便性の向上と負担軽減を目指し、製剤化技術を駆使した防腐剤フリー製剤の開発や、ドラッグデリバリーシステム(4)の活用、容器の改良に努めています。

- 1 社外に存在する化合物や技術を積極的に活用し、製品創製に応用する手法
- 2 基礎研究・臨床研究・診療をつなげて、医療発展に寄与する成果を効率的・効果的に実用化する橋渡し研究
- 3 病気の存在や進行度などを識別するため、生体情報を客観的に測定・評価する指標
- 4 必要な薬効成分を、必要な時間に、必要な部位へ送達させるように工夫された製剤技術

（グローバル体制）

参天製薬グループでは、創薬研究および臨床開発をグローバルの参天製薬グループや関係機関で展開し、グローバルな医療ニーズに合致した製品を、より早く創出し続ける体制を強化しています。

研究分野では、奈良研究開発センターに基礎研究、非臨床試験、製剤研究の各機能を集約することで各部門の英知を結集し、より良い製品の創出に努めています。また、社外に対しては、独自のネットワークを通じ、外部機関とも情報交換や共同開発が行える協力体制を構築しています。

臨床開発では、米国を中心に日本、ヨーロッパ並びに中国をはじめとするアジア主要国や新興国で実施する体制を整備し、開発の高質化、効率化への動きを加速させています。

（開発パイプラインの状況）

< 緑内障・高眼圧症領域 >

プロスタグランジンF 誘導体および 遮断剤の配合剤DE-111（一般名：タフルプロスト/チモロールマレイン酸塩、製品名：「タプコム配合点眼液」）は、中国で2019年1月に第 相試験を開始しました。

EP2受容体作動薬DE-117（一般名：オミデネパグ イソプロピル、製品名：「エイベリス点眼液」）は、米国で2018年9月に第 相試験を開始しました。日本では2018年11月に発売しました。アジアでは2019年4月より韓国をはじめとして順次、販売承認を申請しています。

FP/EP3受容体デュアル作動薬DE-126（一般名：sepetaprost）は、米国および日本で、2017年7月より後期第 相試験を実施しています。

緑内障用デバイスDE-128（製品名：「PRESERFLO MicroShunt」）は、FDA承認取得に向け米国および欧州にて第 / 相試験を実施しています（欧州にてCEマーク承認取得済み）。

プロスタグランジンF 誘導体の乳化点眼剤DE-130A（一般名：ラタノプロスト）は、欧州およびアジアで2019年4月より第 相試験を実施しています。

< 角結膜疾患（ドライアイを含む）領域 >

DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム、製品名：「ジクアス点眼液」）は、中国で2018年9月に発売しました。

DE-076C（開発品名：Vekacia、一般名：シクロスポリン、製品名：「Verkazia」）は、2018年7月に欧州委員会より医薬品販売承認を取得し、イギリスで2018年10月に発売しました。アジアでは、2018年11月に販売承認を申請しました。カナダでは、2018年12月に販売承認を取得しました。

< 網膜・ぶどう膜疾患領域 >

DE-109（一般名：シロリムス）は、米国で2018年12月よりぶどう膜炎を対象とした追加の第 Ⅲ 相試験を実施しています。

DE-122（一般名：carotuximab）は、米国での開発を目指し、2017年7月より滲出型加齢黄斑変性を対象とした前期第 Ⅲ 相試験を実施しています。

< その他疾患領域 >

DE-127（一般名：アトロピン硫酸塩）は、アジアで2017年11月より近視を対象とする第 Ⅲ 相試験を実施しています。日本では、2019年度上期より第 Ⅲ 相試験を実施予定です。

眼内レンズMD-16は、日本で2019年3月に第 Ⅲ 相試験を終了しました。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、238億円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

参天製薬グループの当連結会計年度の設備投資については、全体で72億円の設備投資を実施しました。

当社では、製造設備および研究開発用機器の更新に加え、米メルク社より譲受けた眼科製品の内製化のための投資、グローバルな製品供給基盤の強化を目的とした生産体制・拠点再編に伴う設備投資および事業のグローバル展開を支えるためのIT基盤への投資等を行ったことにより22億円、連結子会社の参天製薬（中国）有限公司では、製品供給機能の強化のための投資等を行ったことにより8億円、重慶参天科瑞製薬有限公司では、工場建設等に関して23億円の設備投資をそれぞれ行いました。

なお、投資額には、有形固定資産の他、無形資産を含んでいます。

2【主要な設備の状況】

参天製薬グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他		合計
能登工場 (石川県羽咋郡 宝達志水町)	医薬品 製造設備	2,718	2,863	298 (66,665)	554	6,433	281
滋賀プロダクト サプライセンター (滋賀県犬上郡 多賀町)	医薬品 製造設備	2,571	570	1,606 (55,001)	1,137	5,884	176
奈良研究開発 センター (奈良県生駒市)	医薬品 研究設備	2,800	7	4,891 (35,667)	482	8,180	129
梅田オフィス (大阪市北区)	その他の 設備	222	-	-	113	334	480
下新庄オフィス (大阪市東淀川区)	その他の 設備	295	0	84 (2,871)	84	463	113

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。

2 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

4 当社は、単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載を省略しています。

(2) 在外子会社

2019年3月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(名)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積㎡)	その他	合計	
Santen Oy	フィンランド タンペレ	医薬品 製造設備	586	259	57 (88,000)	162	1,064	310
Santen SA	スイス ジュネーブ	医薬品 製造設備	-	-	-	1,143	1,143	97
Santen Inc.	アメリカ カリフォルニア州	その他の 設備	530	-	-	120	650	122
参天製薬 (中国) 有限公司	中国 蘇州	医薬品 製造設備	1,455	215	-	1,812	3,482	703
重慶参天 科瑞製薬 有限公司	中国 重慶	医薬品 製造設備	-	108	-	2,595	2,702	36

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。
 2 上記金額には、消費税等は含まれていません。
 3 参天製薬グループは、単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載を省略しています。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	399,782,354	399,825,554	東京証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 単元株式数は100株です。
計	399,782,354	399,825,554	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権

決議年月日	2009年 6月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	14 [0] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 7,000 [0] (注)2 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	584 (注)2
新株予約権の行使期間	2011年 6月27日～2019年 6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 584 (注)2 資本組入額 292 (注)2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2009年 6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年 3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年 5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の権利行使により減少しています。
 2 2015年 2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年 4月 1日付で普通株式 1株につき 5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

決議年月日	2011年 6月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	247 [210] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 123,500 [105,000] (注) 2 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	646 (注) 2
新株予約権の行使期間	2013年 6月24日 ~ 2021年 6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 646 (注) 2 資本組入額 323 (注) 2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2011年 6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の権利行使により減少しています。
- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

決議年月日	2012年 6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	598
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 299,000 (注) 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	663 (注)
新株予約権の行使期間	2014年 6月23日 ~ 2022年 6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 663 (注) 資本組入額 332 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2012年 6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年 3月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2019年 5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

(注) 2015年 2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年 4月 1日付で普通株式 1株につき 5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

会社法第238条等の規定に基づく新株予約権

決議年月日	2010年 6月23日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員 6
新株予約権の数(個)	87
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 43,500 (注) 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	634 (注)
新株予約権の行使期間	2012年 6月25日～2020年 6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 634 (注) 資本組入額 317 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2010年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

決議年月日	2011年 6月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員 7
新株予約権の数(個)	109
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 54,500 (注) 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	646 (注)
新株予約権の行使期間	2013年 6月24日 ~ 2021年 6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 646 (注) 資本組入額 323 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2011年 6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年 3月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2019年 5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

(注) 2015年 2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年 4月 1日付で普通株式 1株につき 5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

決議年月日	2012年 6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員 7
新株予約権の数(個)	256
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 128,000 (注) 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	663 (注)
新株予約権の行使期間	2014年 6月23日 ~ 2022年 6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 663 (注) 資本組入額 332 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2012年 6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年 3月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2019年 5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

(注) 2015年 2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年 4月 1日付で普通株式 1株につき 5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

当社取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対する株式報酬型ストックオプション

決議年月日	2013年 8 月 6 日
付与対象者の区分および人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員 7
新株予約権の数（個）	145
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数（株）	普通株式 72,500 （注）2 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2016年 9 月 1 日～2023年 9 月 1 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 769.24 （注）2 資本組入額 384.62 （注）2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の
 交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ ）記載の資本金等増加限度額から上記（ ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の取得事項 以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。 ()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案 ()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案 ()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案 その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>
---	---

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

- (注) 1 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合
- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

決議年月日	2014年 8月 5日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 9
新株予約権の数(個)	189
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 94,500 (注)2 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2017年 9月 1日 ~ 2024年 9月 1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,076.60 (注)2 資本組入額 538.30 (注)2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の
 交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ ）記載の資本金等増加限度額から上記（ ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の取得事項 以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。 ()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案 ()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案 ()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案 その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>
---	---

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

- (注) 1 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合
- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

決議年月日	2015年 8月 4日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 10
新株予約権の数(個)	1,307 [1,130] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 130,700 [113,000] 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2018年 9月 1日 ~ 2025年 9月 1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,756.27 資本組入額 878.14
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の
 交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ ）記載の資本金等増加限度額から上記（ ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の取得事項 以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。 ()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案 ()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案 ()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案 その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>
---	---

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の権利行使により減少しています。
- 2 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の割合}$$

決議年月日	2016年 8 月 2 日
付与対象者の区分および人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員 10
新株予約権の数（個）	1,205
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数（株）	普通株式 120,500 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2019年 9 月 1 日～2026年 9 月 1 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,148.21 資本組入額 574.11
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の
 交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ ）記載の資本金等増加限度額から上記（ ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の取得事項 以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。 ()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案 ()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案 ()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案 その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>
---	---

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

(注) 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

決議年月日	2017年 8 月 1 日
付与対象者の区分および人数（名）	当社取締役 4 当社執行役員 8
新株予約権の数（個）	1,411
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数（株）	普通株式 141,100 単元株式数 100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2020年 9 月 1 日～2027年 9 月 1 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,544.09 資本組入額 772.05
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の
 交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ ）記載の資本金等増加限度額から上記（ ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の取得事項 以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。 ()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案 ()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画の承認議案 ()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認議案 その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>
---	---

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

(注) 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1	70,200	82,653,103	119	7,383	118	8,077
2015年4月1日 (注)4	330,612,412	413,265,515	-	7,383	-	8,077
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1	926,000	414,191,515	312	7,695	312	8,389
2016年4月1日～ 2016年12月29日 (注)1	113,500	414,305,015	40	7,735	40	8,430
2016年12月29日 (注)2	8,300,000	406,005,015	-	7,735	-	8,430
2016年12月30日～ 2017年3月31日 (注)1	168,000	406,173,015	57	7,792	57	8,486
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	674,500	406,847,515	240	8,032	240	8,726
2018年4月1日～ 2018年7月26日 (注)1	102,000	406,949,515	44	8,076	44	8,770
2018年7月26日 (注)3	69,739	407,019,254	67	8,143	67	8,838
2018年7月27日～ 2019年3月29日 (注)1	263,100	407,282,354	108	8,252	108	8,946
2019年3月29日 (注)2	7,500,000	399,782,354	-	8,252	-	8,946
2019年3月30日～ 2019年3月31日	-	399,782,354	-	8,252	-	8,946

(注)1 新株予約権の権利行使による増加です。

2 自己株式の消却による減少です。

3 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加です。

発行価格 1,930円

資本組入額 965円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)4名、当社執行役員8名

4 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことによるものです。

5 2019年4月1日から2019年5月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が43,200株、資本金が25百万円、資本準備金が25百万円それぞれ増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	67	37	122	622	21	17,378	18,247	-
所有株式数 (単元)	-	1,448,537	42,037	288,356	1,874,092	75	343,977	3,997,074	74,954
所有株式数 の割合(%)	-	36.24	1.05	7.21	46.89	0.00	8.61	100.00	-

(注) 自己株式657,770株は、「個人その他」に6,577単元および「単元未満株式の状況」に70株が含まれています。なお、2019年3月31日現在の実質的な所有株式数は、657,770株です。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	33,546	8.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	32,027	8.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	28,960	7.26
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東 京支店)	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	10,786	2.70
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	10,662	2.67
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	10,605	2.66
小野薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町2丁目1-5	9,307	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,438	1.86
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エー ザイロ 再信託受託者 資産管理サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	6,863	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,958	1.49
計	-	156,150	39.12

- (注) 1 上記のほか自己株式が657,770株あります。なお、この自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する
 当社株式5,642株は含んでいません。
- 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
- | | |
|----------------------------|----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 33,546千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 28,960千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 7,438千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 5,958千株 |
- 3 みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイロ 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有
 株式数は、エーザイ株式会社が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理
 サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はエーザイ株式会社に留保されています。

- 4 ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者5名から2015年5月11日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2015年4月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8-3	5,361	1.34
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,104	0.28
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	2,021	0.51
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	5,320	1.33
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	5,955	1.49
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	949	0.24

- 5 2017年7月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが、2017年7月7日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4-2	2,690	0.67
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	111 Huntington Avenue, Boston, Massachusetts, 02199 U.S.A.	42,306	10.60

- 6 2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名が、2018年4月9日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ国際投信株式会社については、2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	10,605	2.66
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	16,915	4.24
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	1,540	0.39

- 7 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者2名が、2018年12月14日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	13,126	3.29
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	8,060	2.02

- 8 2019年3月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インクが、2019年3月15日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インク	カナダM5J 2M2、オンタリオ州トロント、フロント・ストリート・ウェスト123、スイート1200	20,372	5.10

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 657,700	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
完全議決権株式(その他)	普通株式 399,049,700	3,990,497	同上
単元未満株式	普通株式 74,954	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。
発行済株式総数	399,782,354	-	-
総株主の議決権	-	3,990,497	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式が5,600株(議決権の数56個)含まれています。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式70株および株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式が42株が含まれています。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 参天製薬株式会社	大阪市東淀川区下新庄 三丁目9-19	657,700	-	657,700	0.16
計	-	657,700	-	657,700	0.16

(注) 上記には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は含まれていません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年2月20日)での決議状況 (取得期間 2019年2月21日~2019年3月22日)	8,144,000	14,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	8,144,000	13,900,605,009
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	99,394,991
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	0.7
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	0.7

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号および第13号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	6,359	911,795
当期間における取得自己株式	60	100,950

- (注) 1 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めていません。
 2 当事業年度および当期間における取得自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が取得した当社株式は含まれていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	7,500,000	12,790,884,830	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	657,770	-	657,830	-

- (注) 1 当期間における「保有自己株式数」には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求および買増請求による株式数は含めていません。
 2 当事業年度および当期間における保有自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は含まれていません。

3【配当政策】

当社は、「第2 事業報告 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 (イ) 資本の財源及び資金の流動性についての分析 資本政策」に記載のとおり、株主還元については、経営の最重要事項と位置付け、中長期的な事業環境や資金需要と内部留保の水準、ならびに資本構成等を総合的に勘案し、配当を中心に、自己株式取得を補完的な手段として株主の皆様へ利益を還元することを基本としています。

なお、当社は、定款において中間配当を行う旨を定めており、中間期末日、期末日を基準とした年2回の配当を継続する予定です。中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会が、配当の決定機関となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2018年11月7日 取締役会決議	5,292	13.00
2019年6月25日 定時株主総会決議	5,189	13.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

参天製薬は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することであり、当社では、経営の意思決定を迅速かつ適切に行うことに重点をおいた運営を行ってまいります。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待しています。また、経営監視機能強化の観点からの意見も求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の設置、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を図るための執行役員制度の採用などを実施しており、経営の透明性・客観性の向上を目指してまいります。

監査役は、監査役会の活用や内部監査室との連携等により、取締役会および執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能強化を図ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(ア) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社を選択しており、その枠組みの中で、マネジメントの一層の強化と意思決定の質・スピードの向上を図るために、執行役員制度を導入しています。

2019年6月の定時株主総会終結後の経営体制は、社外取締役3名を含む取締役6名(男性5名、女性1名)、社外監査役3名を含む監査役4名(男性3名、女性1名)、執行役員は取締役による兼務を除き12名となりました。

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっており、また、監査役には、適正な監査を行うにあたり、学術、法曹、会計など必要な知見を有している者を選任しています。

すべての社外取締役および社外監査役は、当社および当社関係会社から独立した中立性を保った独立役員です。

取締役および執行役員の任期は1年です。

当事業年度に開催された取締役会は臨時取締役会を含めて17回であり、当事業年度末における社外取締役の平均出席率は100%、社外監査役の平均出席率は100%となっています。社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、重要な取締役会議案については、取締役会の議案の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会の資料や関連情報を提供のうえ、事前に十分な説明を行っています。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置しています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役3名を含む6名の取締役により構成されています。

指名委員会は、取締役の選定に際して審議し、提言すること、ならびに、執行役員、監査役の選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む5名の取締役により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、ならびに、監査役の報酬を定める方針については、市場価値を参考にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役3名を含む5名の取締役により構成されています。

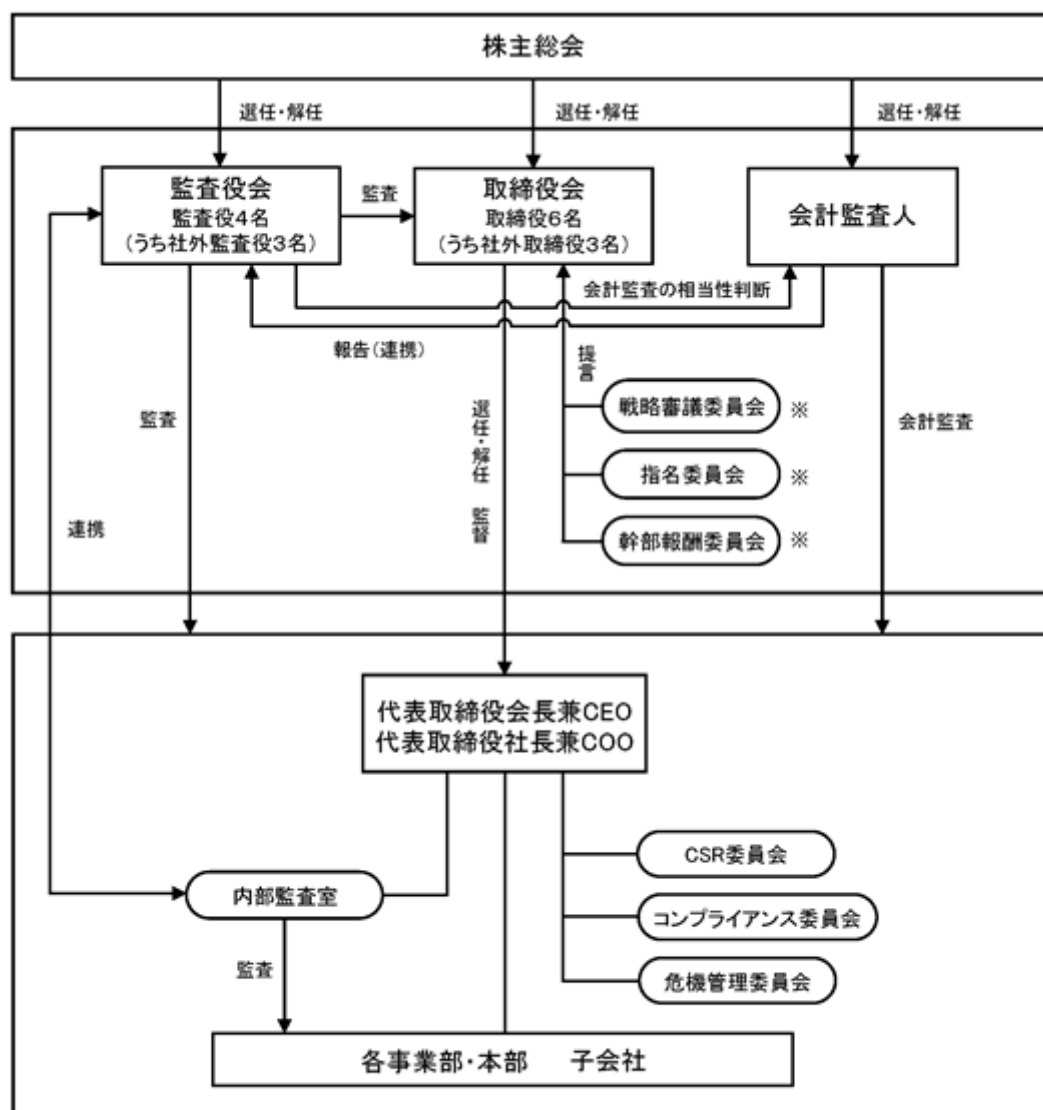
なお、各委員会の構成員の氏名および委員長の役職名は以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職および氏名
戦略審議委員会	[社内]黒川 明、谷内 樹生、伊藤 毅 [社外]大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	代表取締役会長兼CEO 黒川 明
指名委員会	[社内]黒川 明、谷内 樹生 [社外]大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎
幹部報酬委員会	[社内]黒川 明、谷内 樹生 [社外]大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎

(イ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営の透明性・客観性および適正性を確保するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に取り組んでまいりました。今後も引き続き、その体制の整備・強化を経営上の重要な課題として継続検討していきますが、会社法が定める監査役会設置会社の機関設計を基礎として、事業戦略、役員の選任、報酬等に関する任意の委員会等の仕組みを活用することが、コーポレート・ガバナンス体制の強化に資するものと判断しています。

当社の業務執行・経営監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の模式図は次のとおりです。



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

企業統治に関するその他の事項
その他の企業統治に関する事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備する旨（内部統制基本方針）の決議を行っています。執行部門はその整備・運用状況について取締役会に対して定期的な報告を行い、取締役会は適宜指示、軌道修正を行うことで、当該整備・運用の質的向上ならびに対象範囲の拡大を図っています。

イ．参天製薬グループの基本理念

- 1．参天製薬グループの基本理念を以下のとおり定める。
「天機に参与する」
 - ・肝心なことは何かを深く考え、どうするかを明確に決め、迅速に実行する。
 - ・「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、これによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への寄与を行う。
- 2．参天製薬グループは、基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指す。

ロ．参天製薬グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1．参天製薬グループの取締役および従業員は、基本理念および全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。
- 2．参天製薬は、基本理念および「参天企業倫理綱領」を参天製薬グループ全体で推進するため担当執行役員の指揮のもと、周知徹底に努める。
- 3．参天製薬グループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- 4．参天製薬グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、参天製薬グループ各社が関係部門または参天製薬と連携して解決にあたる。
- 5．参天製薬は、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

ハ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1．参天製薬の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

ニ．参天製薬グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1．参天製薬グループは、危機管理に係る規程に基づき、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適切に対処するため、各事業法人・組織において、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。具体的には、参天製薬のリスク管理部署が、参天製薬グループの危険を把握、評価し、必要な対応策を策定し実行する。
- 2．重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合には、危機管理担当役員を委員長とする「危機評価委員会」において、その影響を評価し、対処すべき重大な危機と判断した場合には、参天製薬の代表取締役を委員長とする「危機対策委員会」を設置し、対応と事態の収拾に努めるとともに再発防止策を実施する。「危機評価委員会」、「危機対策委員会」を総称して「危機管理委員会」とする。
- 3．参天製薬の内部監査室はその独立した立場から、参天製薬グループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

- ホ．参天製薬グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1．参天製薬の取締役会で選任された執行役員に子会社経営を含めて業務の執行を委任し、経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
 - 2．参天製薬は、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 3．参天製薬において、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、参天製薬の取締役会に助言させる。
 - 4．参天製薬において、参天製薬グループの経営方針および業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
 - 5．参天製薬は、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
 - 6．参天製薬グループ各社がグローバルに事業推進するため、役割を明確にし戦略をより確実に実行し、顧客にさらなる貢献が行えるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。
- ヘ．参天製薬グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1．参天製薬グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、参天製薬が助言・指導を行う管理体制を構築する。
 - 2．参天製薬は、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これを参天製薬グループの全ての会社に適用し、主要な子会社の監査機能を強化するとともに、参天製薬は子会社の内部統制体制の整備・運用について確認する体制を構築する。
 - 3．財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する参天製薬の各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、参天製薬の内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。
- ト．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1．参天製薬の監査役は職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
 - 2．監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、参天製薬の代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。
- チ．参天製薬グループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1．参天製薬グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く参天製薬の監査役および監査役会に報告する。
 - 2．1．以外についても、参天製薬の監査役は、必要に応じ随時に参天製薬グループの取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
 - 3．参天製薬の内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に参天製薬の監査役会に報告し、情報交換を行う。
 - 4．参天製薬グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、参天製薬グループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。

リ．その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1．参天製薬の監査役および監査役会は、参天製薬の代表取締役をはじめとして、必要と考える参天製薬グループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- 2．参天製薬の監査役は、参天製薬の代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
- 3．参天製薬の監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

その他当社定款の定めについて

イ．取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めています。

ロ．取締役選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

ハ．取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする旨を定款に定めています。

ニ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当をすることができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

ホ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼CEO	黒川 明	1952年9月5日生	1977年4月 当社入社 1997年4月 医薬事業部長室長 1997年6月 取締役就任 1998年6月 医薬事業部副事業部長 2001年5月 医薬事業部長 2001年6月 執行役員就任 2004年7月 常務執行役員就任 2006年6月 代表取締役社長兼COO就任 2008年6月 代表取締役社長兼CEO就任 2018年4月 代表取締役会長兼CEO就任(現任)	(注) 1	160
代表取締役 社長兼COO 北米事業統括 兼Santen Inc.社長兼CEO	谷内 樹生	1973年12月10日生	1996年4月 当社入社 2007年10月 アジア事業部中国事業統括室副室長 2008年11月 参天製薬(中国)有限公司営業本部 営業総監 2011年4月 アジア事業部事業企画・管理室長 2012年4月 企画本部経営企画室長 2014年1月 企画本部副本部長 2015年4月 執行役員 欧州(現EMEA)事業統括 兼Santen Holdings EU B.V.社長就 任 2016年4月 常務執行役員 欧州(現EMEA)事業 統括兼Santen Holdings EU B.V.社 長就任 2017年6月 取締役就任 2018年4月 代表取締役社長兼COO就任(現任) 2018年10月 アジア事業部長兼Santen Inc.社長 兼CEO 2019年4月 北米事業統括兼Santen Inc.社長兼 CEO(現任)	(注) 1	12
取締役 専務執行役員 日本事業統括 兼眼科事業部長	伊藤 毅	1959年7月16日生	1982年4月 当社入社 1999年7月 事業開発本部事業開発室長 2001年5月 研究開発戦略統括部企画室長 2002年12月 研究開発本部研究開発統括部長 2007年4月 サージカル事業部長 2012年4月 執行役員 医薬事業部医薬営業統括 部長就任 2014年4月 常務執行役員 医薬事業部長就任 2016年4月 専務執行役員(現任) 日本事業担当兼医薬事業部長就任 2017年6月 取締役就任(現任) 2019年4月 日本事業統括兼眼科事業部長(現 任)	(注) 1	16

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	大石 佳能子	1961年3月24日生	1993年1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー 2000年6月 株式会社メディヴァ設立 株式会社メディヴァ代表取締役(現任) 2000年7月 株式会社西南メディヴァ(現株式会社シーズ・ワン)設立 株式会社西南メディヴァ(現株式会社シーズ・ワン)代表取締役(現任) 2004年8月 医療法人社団プラタナス設立 医療法人社団プラタナス総事務長(現任) 2010年6月 アステラス製薬株式会社社外取締役 2015年6月 当社社外取締役就任(現任) 2015年6月 江崎グリコ株式会社社外取締役(現任) 2015年6月 スルガ銀行株式会社社外取締役 2016年3月 株式会社資生堂社外取締役(現任)	(注)1	-
取締役	新宅 祐太郎	1955年9月19日生	2005年6月 テルモ株式会社執行役員 2006年6月 テルモ株式会社取締役執行役員 心臓血管グループ長 2007年6月 テルモ株式会社取締役上席執行役員 研究開発センター管掌兼知的財産統轄部管掌兼法務室管掌 2009年6月 テルモ株式会社取締役常務執行役員 経営企画室長兼国際統轄部統轄兼人事部管掌兼経理部管掌 2010年6月 テルモ株式会社代表取締役社長CEO 2017年4月 テルモ株式会社取締役顧問 2017年6月 テルモ株式会社顧問 2017年6月 株式会社J-オイルミルズ社外取締役(現任) 2017年6月 当社社外取締役就任(現任) 2018年3月 株式会社クボタ社外取締役(現任) 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科客員教授 2019年4月 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授(現任) 2019年6月 日立化成株式会社社外取締役(現任)	(注)1	-
取締役	皆川 邦仁	1954年8月15日生	1997年10月 Ricoh Americas Corporation シニア・バイス・プレジデント兼CFO 2010年4月 株式会社リコー執行役員経理本部長 2010年6月 リコーリース株式会社社外監査役 2012年4月 株式会社リコー常務執行役員経理本部長 2013年6月 株式会社リコー常勤監査役 2017年6月 ソニー株式会社社外取締役(現任) 2018年6月 当社社外取締役就任(現任)	(注)1	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 常勤	村田 雅詩	1958年3月19日生	1999年8月 当社入社 1999年8月 社長室室長 2001年9月 医薬事業部事業企画グループグループマネージャー 2002年7月 医薬事業部眼科マーケティンググループグループマネージャー 2005年1月 医薬事業部事業戦略企画グループグループマネージャー 2007年4月 経営企画室室長 2011年7月 Santen Inc. CAO (チーフ・アドミニストレーティブ・オフィサー) 2014年1月 監査役室室長 2016年6月 常勤監査役就任(現任)	(注) 2	-
監査役	宮坂 泰行	1952年4月1日生	1975年11月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1980年3月 公認会計士登録 1990年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー 1993年8月 Deloitte & Touche シンガポール事務所駐在 2010年10月 有限責任監査法人トーマツリスク管理・審査室(IFRS)長 2017年6月 有限責任監査法人トーマツ退所 2017年7月 宮坂泰行公認会計士事務所設立 宮坂泰行公認会計士事務所所長(現任) 2018年6月 伊藤忠食品株式会社社外取締役(現任) 2018年6月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 3	-
監査役	安原 裕文	1956年8月28日生	2008年6月 パナホーム株式会社(現パナソニックホームズ株式会社)取締役 2012年6月 パナホーム株式会社(現パナソニックホームズ株式会社)代表取締役 2014年6月 パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社常勤監査役員 2015年6月 パナソニック株式会社常任監査役(現任) 2019年6月27日退任予定 2019年6月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
監査役	伊藤 ゆみ子	1959年3月13日生	1984年4月 衆議院法制局参事 1987年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 1989年4月 弁護士登録、坂和総合法律事務所入所 1991年7月 田辺総合法律事務所入所 2001年4月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社(現GEヘルスケア・ジャパン株式会社)法務・特許室長 2004年5月 日本アイ・ピー・エム株式会社法務・知的財産スタッフ・カウンセラー 2007年3月 マイクロソフト株式会社(現日本マイクロソフト株式会社)執行役法務・政策企画統括本部長 2013年4月 シャープ株式会社執行役員 2013年6月 シャープ株式会社取締役兼執行役員 2014年4月 シャープ株式会社取締役兼常務執行役員 2016年6月 シャープ株式会社常務執行役員 2019年4月 イトウ法律事務所設立 同代表(現任) 2019年6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役(現任) 2019年6月 当社社外監査役就任(現任)	(注)5	-
計					189

- (注) 1 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 2 監査役村田雅詩氏の任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 監査役宮坂泰行氏の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役安原裕文氏の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役伊藤ゆみ子氏の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 取締役大石佳能子、新宅祐太郎および皆川邦仁の各氏は、社外取締役です。
- 7 監査役宮坂泰行、安原裕文および伊藤ゆみ子の各氏は、社外監査役です。
- 8 取締役大石佳能子、新宅祐太郎および皆川邦仁の各氏ならびに監査役宮坂泰行、安原裕文および伊藤ゆみ子の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。

- 9 当社では、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

執行役員（取締役による兼務を除く）は以下のとおりです。

役職名	氏名
常務執行役員 チーフ・サイエンティフィック・オフィサー(CSO) 兼研究開発本部長	ナヴィード・シャムズ
常務執行役員 経営管理担当 兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO) 兼財務・管理本部長	越路 和朗
常務執行役員 グローバルプロダクトサプライ担当 兼生産本部長	木村 章男
常務執行役員 企画本部長 兼中国事業統括	鈴木 聡
執行役員 研究開発本部 製品研究統括部長	森島 健司
執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー(CIO) 兼情報システム本部長	山本 範明
執行役員 眼科事業部 営業統括部長	森田 貴宏
執行役員 サプライチェーン本部長	フランク・ビンダー
執行役員 EMEA事業統括	ルイス・イグレスias
執行役員 企画本部 グローバル事業開発統括部長	荒木 謙
執行役員 アジア事業統括	高橋 功
執行役員 人事本部長	藤間 美樹

社外役員の状況

(ア) 社外取締役および社外監査役の員数ならびに社外取締役および社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社は取締役6名のうち、3名が社外取締役、監査役4名のうち、3名が社外監査役となっています。

当社は、社外取締役大石佳能子氏が代表取締役を務める株式会社メディヴァとの間でコンサルティング契約を締結していますが、その取引額は前事業年度における同社の売上高の1%未満、および当社の販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、かつ、当社が定める独立性基準における基準額10百万円を下回っていることから僅少です。なお、その他の社外取締役および社外監査役は、下記に記載する社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準を満たしており、当社との間に、社外取締役および社外監査役の独立性に影響を及ぼす人的関係・資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ) 社外取締役および社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能および役割ならびに選任状況に関する当社の考え方および当社からの独立性に関する基準の内容

社外取締役

氏名	当該社外取締役を選任している理由
大石 佳能子	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間です。
新宅 祐太郎	大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって2年間です。
皆川 邦仁	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、ならびに、財務および監査に関する幅広い見識および実務経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間です。

社外監査役

氏名	当該社外監査役を選任している理由
宮坂 泰行	公認会計士として長年に渡り国内外で監査に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、適切な監査意見を述べていることから、社外監査役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間です。
安原 裕文	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有し、かつ東京証券取引所市場第一部に上場する企業において常任監査役として監査業務に携わっており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べる事が期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任しています。
伊藤 ゆみ子	日米の弁護士資格を有する法律の専門家であり、また、グローバル企業の役員として経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、適切な監査意見を述べる事が期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任しています。

社外取締役および社外監査役を選任するための方針および手続、ならびに、当社からの独立性に関する基準または方針の内容

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、下記の当社が定める基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外監査役の要件に加え、下記の社外取締役および社外監査役の独立性基準を満たしていることを監査役会および指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役大石佳能子氏、新宅祐太郎氏および皆川邦仁氏ならびに社外監査役宮坂泰行氏、安原裕文氏および伊藤ゆみ子氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

イ．取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続

1．取締役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しています。指名委員会の審議においては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としています。

2．監査役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しています。監査役会が同意するにあたり、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹、会計または経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識ならびに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としています。

ロ．社外取締役および社外監査役の独立性基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに経営の透明性および客観性の向上の観点から、社外取締役および社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社および当社の関係会社（以下、あわせて「参天製薬グループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めています。

- 1．過去、参天製薬グループの取締役、監査役または従業員でないこと。
- 2．過去3年以内に、個人または法人を問わず、参天製薬グループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと。
- 3．過去3年以内に参天製薬グループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、参天製薬グループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- 4．参天製薬グループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、または当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- 5．参天製薬グループのメインバンク、主幹事証券会社または主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- 6．参天製薬グループの役員、または上記1～5のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- 7．その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項または社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、コンプライアンスの状況および内部監査結果を含む内部統制体制の整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況および内部監査結果を含む内部統制体制の整備・運用状況について定期的に把握するとともに、代表取締役ならびに各執行部門長との意見交換を定期的に開催しています。また、内部監査室ならびに会計監査人等からの報告や意見交換等連携を通じて、監査の実効性を高めています。

社外取締役と社外監査役は、定期的に意見交換を行い、ガバナンス強化に向けた取り組みを継続しています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役は4名で、1名が社内出身の常勤監査役、3名が社外監査役です。

常勤監査役村田雅詩氏は、経営企画、国内・海外事業、監査などの経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役宮坂泰行氏は、公認会計士の資格を有し、長年に渡り国内外で監査に携わってきた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役安原裕文氏は、長年に渡り国内外で経営に携わっており、かつ東京証券取引所市場第一部に上場する企業において常任監査役として監査業務に携わってきた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

当事業年度に開催された監査役会は10回であり、当事業年度末における監査役の平均出席率は100%です。監査役の職務を補助するための財務・会計・会社法等の知見を有する専任のスタッフを3名配置しています。監査役は、取締役会への出席、代表取締役との意見交換会、社外取締役との意見交換会、執行幹部へのヒアリング、社内の重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、事業部門・機能部門に対するヒアリング、国内外の子会社への往査、グループ会社監査役連絡会などを定例的に実施しています。

内部監査の状況

(ア) 内部監査の組織、人員および手続

当社は代表取締役会長兼CEOおよび代表取締役社長兼COOの直轄組織として内部監査室を設置し、3名の人員を配置しており、国内外の関係会社を含めた内部統制体制の整備・運用の状況を監査し、監査結果は代表取締役会長兼CEO、代表取締役社長兼COOおよび監査役に報告しています。

(イ) 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）および会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領ならびに情報交換・意見交換を行っています。また、内部監査室および内部統制部門とは、定期的および必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	竹内 毅	有限責任 あずさ監査法人
	辻井 健太	
	中村 武浩	

継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しています。

c. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他20名で構成されています。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する、適正な監査の遂行が困難であると認める場合には、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任する方針です。上記のほか、会計監査人を毎期評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、当該会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案の内容を決定します。

上記の会計監査人评价結果および執行部門が提案する会計監査人候補に基づき総合的に検討した結果、有限責任 あずさ監査法人は適正な監査を遂行できる会計監査人として適任であると判断し、選定しています。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、会計監査人から監査品質等に関する説明を受けるとともに、独自に策定した会計監査人の評価基準に基づき、会計監査人としての独立性、監査姿勢、監査品質、監査業務の有効性および効率性等を毎期評価しています。その評価結果を検討した結果、有限責任 あずさ監査法人に対する評価は適切であると判断しています。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f) から の規定に経過措置を適用しています。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	77	2	77	3
連結子会社	-	-	-	-
計	77	2	77	3

(注) 提出会社における非監査業務の内容は、主にアドバイザー業務です。

b. その他の重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

当社およびSanten Oyをはじめとする当社の連結子会社20社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬として86百万円、非監査業務に基づく報酬として110百万円の合計196百万円を支払っています。

(当連結会計年度)

当社およびSanten Oyをはじめとする当社の連結子会社21社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬として102百万円、非監査業務に基づく報酬として121百万円の合計223百万円を支払っています。

c. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案したうえで社内決裁手続きを経て決定しています。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針)

当社は、指名委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役を委員長とし過半数を社外取締役で構成する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

1. 当社のビジョンや中期経営計画目標の達成に向け意欲高く取り組めるよう、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効性を備えているものであること
2. 株主との価値共有を深めるものであること
3. ステークホルダーに対して高い説明責任を果たすべく、透明性の高い報酬決定プロセスを経て客観性が担保されたものであること
4. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供すること
5. 対象者の職務執行と監督それぞれの機能の発揮を適切に促すものであること

(取締役(社外取締役を除く)が受ける報酬等の内容)

(1) 報酬制度の全体像

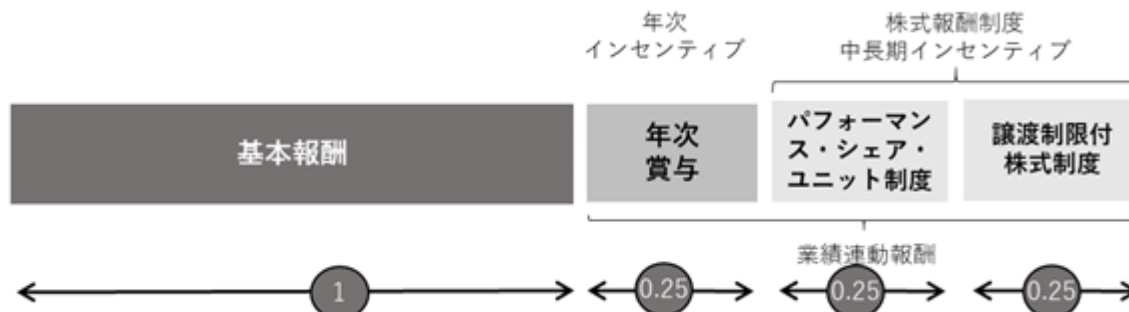
当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬、年次賞与および株式報酬の3つの制度で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬：年次賞与：株式報酬を1：0.25：0.5とし、総報酬の水準は、医薬品企業のベンチマーク結果を参考に決定しています。これらの概要は以下(図表1および2)のとおりです。

図表1：制度の目的および概要

報酬の種類	目的・概要
基本報酬	・職務評価に基づく等級別の固定報酬
年次賞与 (年次インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬 ・経営上重要な単年度業績指標である売上収益、コア営業利益、フルROEに連動する会社業績連動部分と、全社課題、部門課題を基にバランススコアカードを用いて評価する個人業績連動部分それぞれについて、基準額の0%～200%の範囲で支給額を決定 ・個人業績連動部分は、会長および社長以外の取締役(社外取締役を除く)に対し年次賞与全体の20%のウェイトを割当て、COOが面談にて、期初の目標設定および期末の評価を実施 ・毎事業年度終了後に支給
株式報酬 (中長期インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・当社のビジョンの実現や戦略の遂行に向け意欲高く取り組むことを促し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の2つにより構成し、交付株式数の基礎となる基準額はいずれも基本報酬に対して0.25の比率で設定 (パフォーマンス・シェア・ユニット制度) ・中期経営計画の期間である2019年3月31日に終了する事業年度から2021年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度(以下、「業績評価期間」)に掲げた目標業績指標である売上成長率、コア営業利益率、フルROEの達成率に応じて交付する株式数を変動させる業績連動型株式報酬制度 ・売上成長率(3年間の年次換算成長率)、コア営業利益率(3年間の平均値)、フルROE(3年間の平均値)の達成度に応じて0%～200%の範囲で株式交付率を決定 ・業績評価期間終了後に一括して株式交付 (譲渡制限付株式報酬制度) ・毎事業年度において譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度 ・対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、毎3年後に譲渡制限を解除

- (注) 1 上表の年次賞与に係る当事業年度の単年度業績指標の実績は、売上収益が234,026百万円、コア営業利益が48,230百万円、フルROEが11.1% (目標値はそれぞれ237,000百万円、48,000百万円、10.3%) です。
- 2 パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る実際の当社株式の数および金銭の額の算定に用いる評価指標の実績値は、業績評価期間の終了時に算定するため、報告時点では確定していません。

図表 2 : 報酬構成比 (各等級とも同じ報酬構成比)



(社外取締役が受ける報酬等の内容)

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしており、医薬品企業のベンチマーク結果を参考に決定しています。また、幹部報酬委員会を含む任意の委員会の委員長である社外取締役には、手当を支給しています。

なお、業績連動報酬は、社外取締役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

(監査役が受ける報酬等の内容)

監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしており、幹部報酬委員会からの助言に基づき医薬品企業のベンチマーク結果を参考に、監査役の協議により決定します。

なお、業績連動報酬は、監査役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

(報酬決定プロセス)

役員報酬額の決定に際し、取締役の各報酬の種類別支給総額および個人別支給額は、株主総会で決議された各報酬の報酬枠の範囲内で、取締役会からの一任により、代表取締役が幹部報酬委員会の審議を経て決定しています。

監査役報酬の総額および個人別支給額については、株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て決定しています。

なお、取締役会における報酬の基本方針や報酬制度、報酬水準等の審議・決定に際しての独立性・客観性を確保するとともに、取締役会の監督機能と説明責任を果たす能力を強化すべく、幹部報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

(幹部報酬委員会の役割および活動内容)

当社の幹部報酬委員会は取締役会の任意の諮問機関であり、下記の事項について審議のうえ、取締役会に対して提言または監査役会に対して助言を行います。

審議の対象となる役職

- ・取締役 (社外取締役を含む)
- ・執行役員
- ・監査役 (社外監査役を含む)

審議事項

- ・報酬方針の策定
- ・報酬制度の設計 (業績目標の設定、業績連動報酬の合理性、報酬水準・構成の妥当性、報酬制度に基づく報酬額等)

当社の幹部報酬委員会は、外部の報酬コンサルティング会社をアドバイザーとして起用し、同社が運営する「経営者報酬データベース」に基づき、毎年、当社の事業規模や業種・業態に類似する企業等を同輩企業として報酬ベンチマークを行い、当社の取締役の報酬水準および業績連動報酬の割合の妥当性を検証するとともに、同社より提供された必要十分な情報に基づき、適切な審議を行っています。

(幹部報酬委員会の構成・委員長の属性)

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとしており、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されます。

幹部報酬委員会の委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

有価証券報告書提出日現在における幹部報酬委員会の構成は、以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職および氏名
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、谷内 樹生 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎

当事業年度にかかる報酬額の決定過程においては、幹部報酬委員会を合計6回開催し、主に幹部報酬テーブルの改訂、株式報酬制度の改訂、年次賞与のインセンティブカーブの設定、常勤監査役および非常勤監査役の報酬等について審議し、取締役会に対する提言または監査役会に対する助言を行いました。また、係る提言をうけて、取締役会でこれらの事項について審議・決定を行いました。

なお、役員報酬の総額については、株主総会において以下のとおり決議をしています。

- ・社外取締役を除く取締役については、2018年6月26日定時株主総会において、報酬総額の限度額を年額600百万円、また、当該取締役を対象としたパフォーマンス・シェア・ユニット制度および譲渡制限付株式制度に係る報酬の限度額をそれぞれ年額100百万円として、決議しています。
- ・社外取締役については、2018年6月26日定時株主総会において、報酬総額の限度額を年額60百万円として、決議しています。
- ・監査役については、2006年6月27日定時株主総会において、報酬総額の限度額を年額80百万円として、決議しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
 当事業年度の取締役、監査役に対する報酬等は3億5千2百万円で、内訳は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	年次賞与	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度	譲渡制限付 株式報酬制度	
取締役 (社外取締役を除く)	247	169	29	25	23	4
監査役 (社外監査役を除く)	27	27	-	-	-	1
社外役員	78	78	-	-	-	8

(注) 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2018年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名、2018年9月30日付をもって退任した取締役1名を含んでいます。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				報酬等 の総額 (百万円)
			固定報酬	年次賞与	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度	譲渡制限付 株式報酬制度	
黒川 明	取締役	提出会社	75	18	10	4	108

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式を以下のとおり区分しています。

- ・保有目的が純投資目的である投資株式（以下、「純投資株式」）：配当または時価変動により利益を得ることを目的とする投資株式
- ・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式：上記以外の投資株式

当社は中長期的に当社との事業関係の強化につながり、当社の企業価値向上に貢献するものであると判断した場合に限り投資株式を保有することとしており、純投資株式は保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取得基準および時価基準による投資有価証券全体の保有限度額を設定しており、その範囲内において、事業展開上必要不可欠なパートナーの株式に限定して保有しています。

また、少なくとも年に1回、取締役会において、これらの基準による保有限度額以内となっているかどうか、また、個別銘柄について、当社との事業関係の強化のつながりがあることによる保有の便益が投資株式の保有を通じた投資額や投資リスクを踏まえてもなお当該便益が優先されるべきものであるかを検証し、保有の意義が乏しいと判断された銘柄は、売却を実施しています。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	9	492
非上場株式以外の株式	15	26,501

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	100	投資先との中長期的な事業関係の強化のため出資を実施したことによる
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	2,156

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
小野薬品工業株式会社	5,186,000	5,186,000	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	11,248	17,083		
エーザイ株式会社	949,500	949,500	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	5,899	6,439		
第一三共株式会社	525,066	1,050,066	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	2,678	3,703		
日本新薬株式会社	285,000	285,000	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	2,297	2,029		
富士フィルムホールディングス株式会社	215,200	215,200	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	1,083	914		
株式会社メディバルホールディングス	373,800	373,800	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	983	815		
小林製薬株式会社	73,600	73,600	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	687	565		
生化学工業株式会社	415,600	415,600	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	498	806		
東邦ホールディングス株式会社	130,050	130,050	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	359	326		
株式会社スズケン	42,226	42,226	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	271	186		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	388,540	388,540	財務活動における取引関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	214	271		
株式会社バイタル ケーエスケー・ホールディングス	128,474	128,474	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	140	135		
アルフレッサホールディングス株式会社	25,304	25,304	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	80	60		
大木ヘルスケアホールディングス株式会社	49,509	49,509	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	無
	50	84		
株式会社ほくやく・ 竹山ホールディングス	16,261	16,261	眼科領域における事業関係の強化および 企業価値の向上(注)	有
	12	14		

(注) 定量的な保有効果を示す事が困難なことから記載は省略していますが、個々の銘柄について投資株式の保有の便益と、投資株式の保有を通じた投資額や投資リスクを比較して保有の合理性を検証しています。

みなし保有株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しています。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みおよびIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。具体的には以下のとおりです。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修へ参加しています。

(2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針書を作成し、これに基づいてグループで統一した会計処理を行っています。また、国際会計基準審議会(IASB)が公表するプレスリリースおよび基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結純損益及びその他の包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上収益	6, 7	224,942	234,026
売上原価	8	86,378	90,764
売上総利益		138,564	143,262
販売費及び一般管理費	8	68,788	71,273
研究開発費	8	24,398	23,759
製品に係る無形資産償却費	16	6,740	6,988
その他の収益	9	417	4,028
その他の費用	10	364	172
営業利益		38,691	45,098
金融収益	11	1,004	901
金融費用	11	434	2,881
税引前当期利益		39,261	43,117
法人所得税費用	12	4,000	11,174
当期利益		35,261	31,943
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目：			
確定給付制度の再測定	13	284	9
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	13	5,867	3,289
純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額	13	686	794
その他の包括利益	13	5,464	2,486
当期包括利益合計		40,725	29,456
当期利益の帰属			
親会社の所有者持分		35,247	31,954
非支配持分		14	11
当期利益		35,261	31,943
当期包括利益合計の帰属			
親会社の所有者持分		40,648	29,519
非支配持分		77	62
当期包括利益合計		40,725	29,456
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	14	86.73	78.67
希薄化後1株当たり当期利益(円)	14	86.42	78.43

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産			
非流動資産			
有形固定資産	15	29,706	31,699
無形資産	16	134,495	131,110
金融資産	17	35,775	30,044
繰延税金資産	12	2,264	1,771
その他の非流動資産		2,855	1,819
非流動資産合計		205,095	196,444
流動資産			
棚卸資産	18	30,636	35,235
営業債権及びその他の債権	19	78,654	84,618
その他の金融資産	17	472	267
その他の流動資産		4,322	3,826
現金及び現金同等物	26	69,283	70,796
流動資産合計		183,367	194,742
資産合計		388,463	391,186

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	20	8,032	8,252
資本剰余金	20	8,657	8,661
自己株式	20	11	1,131
利益剰余金	20	249,225	258,659
その他の資本の構成要素	20,21	19,921	16,461
親会社の所有者に帰属する持分合計		285,823	290,900
非支配持分		1,734	1,672
資本合計		287,557	292,572
負債			
非流動負債			
金融負債	22	21,244	23,520
退職給付に係る負債	23	1,804	1,992
引当金	24	1,367	1,255
繰延税金負債	12	12,909	9,389
その他の非流動負債		1,380	1,795
非流動負債合計		38,704	37,951
流動負債			
営業債務及びその他の債務	25	29,743	32,079
その他の金融負債	22	14,404	12,116
未払法人所得税等		7,656	7,185
引当金	24	1,508	717
その他の流動負債		8,890	8,566
流動負債合計		62,201	60,663
負債合計		100,905	98,614
資本及び負債合計		388,463	391,186

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						確定給付制 度の再測定	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産 の純変動
2017年4月1日残高		7,792	8,417	10	223,283	-	9,470
当期包括利益							
当期利益					35,247		
その他の包括利益	13					284	5,867
当期包括利益合計		-	-	-	35,247	284	5,867
所有者との取引額							
新株の発行	20	240	240				
自己株式の取得	20			1			
配当金	20				10,563		
非支配持分を伴う子会社 の資本変動							
株式報酬取引	20,21						
その他					1,257	284	973
所有者との取引額合計		240	240	1	9,306	284	973
2018年3月31日残高		8,032	8,657	11	249,225	-	14,364

	注記 番号	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
		在外営業 活動体の 換算差額	新株予約権	合計			
2017年4月1日残高		5,332	825	15,628	255,110	819	255,929
当期包括利益							
当期利益				-	35,247	14	35,261
その他の包括利益	13	749		5,401	5,401	63	5,464
当期包括利益合計		749	-	5,401	40,648	77	40,725
所有者との取引額							
新株の発行	20		68	68	412		412
自己株式の取得	20			-	1		1
配当金	20			-	10,563		10,563
非支配持分を伴う子会社 の資本変動				-	-	838	838
株式報酬取引	20,21		218	218	218		218
その他				1,257	-		-
所有者との取引額合計		-	150	1,107	9,934	838	9,096
2018年3月31日残高		4,583	975	19,921	285,823	1,734	287,557

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	注記 番号	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						確定給付制 度の再測定	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産 の純変動
2018年4月1日残高		8,032	8,657	11	249,225	-	14,364
当期包括利益							
当期利益					31,954		
その他の包括利益	13					9	3,289
当期包括利益合計		-	-	-	31,954	9	3,289
所有者との取引額							
新株の発行	20	152	152				
自己株式の取得	20		148	13,911			
自己株式の消却	20		12,791	12,791			
利益剰余金から資本剰余 金への振替			12,791		12,791		
配当金					10,581		
株式報酬取引	20,21	67	1				
その他					853	9	844
所有者との取引額合計		220	4	1,120	22,519	9	844
2019年3月31日残高		8,252	8,661	1,131	258,659	-	10,230

	注記 番号	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
		在外営業 活動体の 換算差額	新株予約権	合計			
2018年4月1日残高		4,583	975	19,921	285,823	1,734	287,557
当期包括利益							
当期利益				-	31,954	11	31,943
その他の包括利益	13	845		2,435	2,435	51	2,486
当期包括利益合計		845	-	2,435	29,519	62	29,456
所有者との取引額							
新株の発行	20		173	173	132		132
自己株式の取得	20			-	14,059		14,059
自己株式の消却	20			-	-		-
利益剰余金から資本剰余 金への振替				-	-		-
配当金				-	10,581		10,581
株式報酬取引	20,21			-	67		67
その他				853	-		-
所有者との取引額合計		-	173	1,025	24,442	-	24,442
2019年3月31日残高		5,428	802	16,461	290,900	1,672	292,572

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期利益		35,261	31,943
減価償却費及び償却費		10,896	10,969
減損損失		150	-
固定資産処分益		-	3,592
金融収益及び金融費用(は益)		327	700
法人所得税費用		4,000	11,174
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		7,116	6,303
棚卸資産の増減(は増加)		1,435	5,000
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		5,697	2,445
引当金及び退職給付に係る負債の増減(は減少)		285	518
未払金の増減(は減少)		961	1,181
長期未払金の増減(は減少)		17	1,885
その他		728	2,116
小計		49,117	45,601
利息の受取額		145	187
配当金の受取額		598	521
利息の支払額		27	8
法人所得税の支払額		6,990	13,408
営業活動によるキャッシュ・フロー		42,843	32,894
投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資の取得による支出		565	931
投資の売却による収入		2,879	2,156
有形固定資産の取得による支出		3,984	5,470
有形固定資産の売却による収入		-	4,338
無形資産の取得による支出		5,953	2,863
その他		636	166
投資活動によるキャッシュ・フロー		8,259	2,935
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入		-	567
長期借入金の返済による支出		8,316	4,098
自己株式の取得による支出	20	1	14,124
非支配株主からの払込による収入		838	-
配当金の支払額		10,559	10,580
その他		408	128
財務活動によるキャッシュ・フロー		17,631	28,107
現金及び現金同等物の増減額		16,953	1,852
現金及び現金同等物の期首残高	26	52,282	69,283
現金及び現金同等物の為替変動による影響		48	338
現金及び現金同等物の期末残高	26	69,283	70,796

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

参天製薬株式会社および連結子会社（以下、参天製薬グループ）は、医薬品の製造・販売を中心に事業を展開しています。

参天製薬株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であり、本社所在地ならびに主要事業所の住所は、当社ホームページ（<https://www.santen.co.jp/>）にて開示しています。

また、株式は東京証券取引所に上場しています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

参天製薬グループは、連結財務諸表規則第1条の2に規定される「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、連結財務諸表をIFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

参天製薬グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除いて取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

参天製薬グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨とし、百万円未満を四捨五入により表示しています。

(4) 新たに適用する基準書及び解釈指針

参天製薬グループが、当連結会計年度より適用している主な基準書及び解釈指針は以下のとおりです。当連結会計年度において、これらを適用したことによる参天製薬グループの連結財務諸表への重要な影響はありません。

基準書		強制適用時期 (以降開始年度)	参天製薬グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類及び測定の改訂、減損及びヘッジ会計に関する改訂
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益認識に係る基準の改訂

IFRS第9号「金融商品」

参天製薬グループは、これまでIFRS第9号（2010年10月および2011年12月改訂）を適用してきましたが、当連結会計年度よりIFRS第9号（2014年7月公表版）を適用しています。

金融資産の分類および測定

IFRS第9号（2014年7月公表版）において、負債性金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定する区分が新設されましたが、参天製薬グループは、当該金融商品を保有する事業モデルおよび金融商品の契約条件を評価し、以下の要件をともに満たす場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定しています。なお、この分類および測定の変更に關して過年度の連結財務諸表を修正再表示しないことを認める経過措置を適用しています。

- ・事業モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

金融資産の減損損失

参天製薬グループは、2018年4月1日より金融資産の減損損失の測定手法を、IAS第39号が規定する発生損失モデルからIFRS第9号が規定する予想信用損失モデルに移行しました。2018年4月1日に移行の経過措置に従い過年度の連結財務諸表の修正は行わず、予想信用損失モデルに基づいて損失評価引当金を測定しています。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

参天製薬グループは、当連結会計年度より、IFRS第15号を適用しています。この基準書はIAS第18号「収益」およびIAS第11号「工事契約」を置き換えたものです。IFRS第15号は財務諸表の表示を含む収益認識の金額、収益認識の時期を決定する包括的フレームワークを定めています。IFRS第15号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益認識

物品の販売については、通常は物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しています。また、収益は、返品、リベートおよび割引額を差し引いた純額で測定しています。

取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていません。

(5) 連結財務諸表の承認

参天製薬グループの当連結会計年度の連結財務諸表は、2019年6月25日に代表取締役会長兼CEO黒川明および最高財務責任者である常務執行役員 経営管理担当兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）兼財務・管理本部長 越路和朗によって承認されています。

3. 重要な会計方針

参天製薬グループでは、他に記載のない限り、以下に記載されている会計方針を、連結財務諸表に表示されている全ての期間において、継続的に適用しています。

(1) 連結の基礎

参天製薬グループの連結財務諸表は、当社および子会社ならびに関連会社の財務諸表に基づき作成されています。

子会社

子会社とは、参天製薬グループにより支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動にさらされ、かつ、投資先に対するパワーを通じてリターンの額に影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。

子会社の連結は、参天製薬グループが支配を獲得した日から開始し、支配を喪失した日に終了しています。

子会社に対する持分が支配獲得後に変動した場合、支配の喪失とならないものについては、資本取引として会計処理しています。

参天製薬グループ内の債権債務残高および取引ならびに参天製薬グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたって消去しています。

なお、決算日が異なる子会社の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

関連会社

関連会社とは、参天製薬グループがその財務および営業の方針決定に対して重要な影響力を有するものの、支配または共同支配していない企業をいいます。

関連会社に対する投資については、参天製薬グループが重要な影響力を有し始めた日から重要な影響力を喪失した日まで、持分法によって会計処理を行っています。

(2) 企業結合

企業結合については、取得法を用いて会計処理を行っています。

被取得企業における識別可能な資産および負債は、取得日の公正価値で測定しています。

取得対価は、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額および段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計として測定し、この取得対価が、取得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しています。被取得企業の識別可能な資産および負債の正味価額が取得対価を上回る場合には、その超過額を取得日において純損益として認識しています。企業結合で移転された対価は、取得企業が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債および取得企業が発行した資本持分の取得における公正価値の合計で計算を行っています。

企業結合に関連して発生する費用については、発生時に費用処理を行っています。

(3) 外貨換算

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートにより機能通貨への換算を行っています。

外貨建の貨幣性資産および負債は期末日の為替レートにより機能通貨への再換算を行い、その結果生じる差額を純損益として認識しています。

在外営業活動体の資産および負債は期末日の為替レートにより、収益および費用は、その期間中の為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートにより表示通貨への換算を行い、その結果生じる差額はその他の包括利益として認識しています。なお、在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分時に純損益に振り替えています。

(4) 収益

下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益認識

物品の販売については、通常は物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しています。また、収益は、返品、リベートおよび割引額を差し引いた純額で測定しています。

取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていません。

なお、参天製薬グループは、IFRS第15号の経過措置にもとづき、当連結会計年度の期首において本基準の適用開始の累積的影響を認識し、比較情報の修正再表示を行わない方法を適用しています。比較年度における会計方針は以下のとおりです。

売上収益

値引、割戻および消費税等の税金を控除後の、受領したまたは受領可能な対価の公正価値により収益の測定を行っています。なお、参天製薬グループでは主として次のものを売上収益として認識しています。

< 1 > 物品の販売から生じる収益

物品の販売においては、その販売によって物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値が買手に移転し、物品に対する継続的関与および実質的支配が保持されず、将来の経済的便益が参天製薬グループに流入する可能性が高く、当該経済的便益およびそれに対する原価を信頼性をもって測定できる場合に、収益を認識しています。

< 2 > 知的財産権から生じる収益

知的財産権からの収益は、関連する契約の実質に従って発生主義で認識しています。

その他の収益

売上収益および金融収益に該当しない要因に基づく収益を、その他の収益として認識しています。

金融収益

< 1 > 利息収益

利息収益は、実効金利法により発生時に認識しています。

< 2 > 配当収入

配当収入は、保有する株式について配当の支払いを受ける権利が確定した時に認識しています。

(5) 研究開発費

参天製薬グループ内部で発生する研究開発に関する支出は、主要な市場における当局からの販売承認が得られない段階においては、IAS第38号「無形資産」(以下、IAS第38号)における資産計上の要件を満たさないと判断し、全て研究開発費として発生時に費用処理しています。

(6) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たしていること、かつ参天製薬グループが補助金を受領することについて、合理的な保証が得られた場合に公正価値で認識しています。

収益に関する政府補助金については、その補助金によって補償される関連コストを費用として認識する期間にわたって、定期的に純損益で認識しています。

資産に関する政府補助金については、繰延収益として認識し、当該資産の見積耐用年数にわたり定期的に純損益で認識しています。

(7) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しています。

当期税金は、報告期間の末日において、制定されまたは実質的に制定されている税率を使用し、税務当局に納付または税務当局から還付されると予想される金額で算定しています。当期税金は、その税金がその他の包括利益または直接資本に認識される取引または事象から発生する場合および企業結合から発生する場合を除いて、当期の純損益で認識しています。

繰延税金は、報告期間の末日において、資産または負債の会計上の帳簿価額と税務基準額との差異のうち、将来の期において解消される一時差異に基づいて算定しています。将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除に対して、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識し、原則、将来加算一時差異に対して、繰延税金負債を認識しています。

なお、企業結合ではなく、取引日に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識に対する一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債を認識していません。のれんの当初認識に対する将来加算一時差異についても繰延税金負債を認識していません。

子会社および関連会社に対する投資に関連して生ずる将来加算一時差異については、当該一時差異の解消時期をコントロールでき、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合には繰延税金負債を認識せず、また、将来減算一時差異については、当該一時差異が予測し得る期間内に解消する可能性が高くない場合あるいは当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合に繰延税金資産を認識していません。

繰延税金資産および繰延税金負債は、当該資産が実現する期または当該負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しています。

繰延税金資産と繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しています。

(8) 有形固定資産

有形固定資産は、当該資産の取得に直接関連する費用に、解体、除去および原状回復費用、ならびに資産計上の要件を満たす借入費用を含めて取得原価として認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

土地以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	: 3 ~ 50年
機械装置及び運搬具	: 3 ~ 10年
工具、器具及び備品	: 4 ~ 10年

なお、減価償却方法、残存価額および耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。減損については、「(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損」に記載のとおりです。

(9) 無形資産

無形資産は、個別もしくは企業結合によって取得した、物理的実体のない識別可能な非貨幣資産であり、主なものは、のれん、製品に係る無形資産およびソフトウェアです。

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、償却は行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しています。のれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しています。

のれん以外の無形資産

のれん以外で個別に取得した無形資産については、当該資産の取得に直接関連する費用を取得原価として認識しています。のれん以外で企業結合によって取得した無形資産については、企業結合日の公正価値に基づいて認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

これらの無形資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数（概ね20年以内）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間または経済的耐用年数に基づいて算定し、定期的に見直しを行っています。

減損については、「(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損」に記載のとおりです。

なお、参天製薬グループの内部にて発生した研究開発に関する支出の取り扱いについては、「(5) 研究開発費」に記載のとおりです。

(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損

有形固定資産および使用可能である無形資産については、各報告期間の末日現在に、資産または資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

のれんおよび未だ使用可能でない無形資産については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

なお、資金生成単位とは、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の評価においては、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しています。なお、使用価値とは、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。

減損損失の戻入れについては、各報告期間の末日に、過年度に減損損失を計上した資産または資金生成単位において、当該減損損失が消滅または減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能性を評価しています。回収可能価額が資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却または減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入れを行っています。ただし、のれんについては減損損失の戻入れを行いません。

(11) リース

所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが借手に移転するリース取引は、ファイナンス・リースに分類しています。所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが借手に移転しないリース取引は、オペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リースにおいては、リース開始時のリース資産の公正価値または最低支払リース料総額の現在価値の低い方の金額をもって資産および負債として認識しています。認識されたリース資産は、当該資産の見積耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法で減価償却しています。

オペレーティング・リースにおいては、リース料はリース期間にわたって定額法で費用として認識しています。

(12) 金融商品

参天製薬グループは、当連結会計年度からIFRS第9号「金融商品」(2014年)を適用していますが、分類および測定に関し、IFRS第9号「金融商品」(2010年10月および2011年12月改訂)から重要な変更はありません。

金融資産

< 1 > 当初認識および測定

金融資産を、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、または純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。金融資産の当初認識時に当該分類を決定しています。

金融資産は、当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(ア) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類します。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(イ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

償却原価で測定される金融資産、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産以外の金融資産のうち、売却目的保有を除く全てのその他の資本性金融商品に対する投資について、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っています。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類していません。なお、いずれの負債性金融資産に対する投資も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定していません。

重要な金融要素を含む営業債権を除く全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しています。

< 2 > 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(償却原価で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法により測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(ア) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得または減損損失および為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識します。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えます。

(イ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しています。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、または公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えています。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しています。

< 3 > 減損

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

償却原価で測定する金融資産は、報告期間の末日ごとに減損の客観的証拠の有無を検討し、減損の客観的な証拠がある場合には、当該金融資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失として純損益で認識しています。

減損認識後に生じた事象により、減損損失が減少する場合は、減損損失の減少額を純損益にて戻入れています。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。
(信用リスクの著しい増大の判定)

期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在で比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しており、その評価にあたっては、取引相手先の財務状況、期日経過の情報等を考慮しています。

債務者の重大な財政的困難、契約上の支払期日を経過して長期間延滞するなど金融資産の全部または一部について回収ができない、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行としています。

債務不履行に該当した場合、または発行者または債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しています。

(予想信用損失の測定)

予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、受け取る見込んであるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融資産の全部または一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しています。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しています。

< 4 > 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、もしくは金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合、当該金融資産の認識を中止しています。

金融負債

< 1 > 当初認識および測定

金融負債は、償却原価で測定される金融負債および純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類しています。金融負債の当初認識時に当該分類を決定しています。

金融負債は、当該金融負債の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定される金融負債については、直接起因する取引費用を控除した金額で測定しています。

< 2 > 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(ア) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による利息費用および認識が中止された場合の利得および損失は、純損益として認識しています。

(イ) 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、当初認識後、公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

< 3 > 認識の中止

金融負債は、契約で特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しています。

金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に相殺します。

デリバティブ

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために為替予約等のデリバティブ取引を利用しています。これらのデリバティブ取引は、契約が締結された時点で当初認識し、公正価値で測定しています。当初認識後においても、公正価値で再測定しています。ただし、ヘッジ手段であるデリバティブ取引は、ヘッジ会計を適用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行いません。

(13) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。

取得原価には、原材料、直接労務費およびその他の直接費用ならびに関連する製造間接費用を含め、加重平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額です。

(14) 現金及び現金同等物

手許現金、随時引き出し可能な預金、および取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資で、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なりリスクしか負わないものを現金及び現金同等物としています。

(15) 売却目的で保有する資産

継続的使用ではなく、売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産または処分グループのうち、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高い場合に売却目的保有に分類しています。売却目的保有に分類された非流動資産または処分グループは、その帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(16) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式については、発行価額を資本金および資本剰余金に計上しています。資本取引の取引コストは、関連する税効果を考慮し資本剰余金から控除しています。

自己株式

当社が取得した自己株式については、支払対価で認識し、資本の控除項目として計上しています。自己株式の取得、売却または消却にあたっては損益を認識していません。自己株式を売却した場合には、帳簿価額と売却価額との差額を資本剰余金に計上しています。

(17) 株式報酬費用

取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対する株式報酬制度として、当連結会計年度より、パフォーマンス・シェア・ユニット制度および譲渡制限付株式報酬制度またはリストラクテッド・ストック・ユニット制度を採用しています。新たな株式報酬制度を導入したことに伴い、ストック・オプション制度は、既に付与されているものを除いて廃止しています。

パフォーマンス・シェア・ユニット制度およびリストラクテッド・ストック・ユニット制度
パフォーマンス・シェア・ユニット制度およびリストラクテッド・ストック・ユニット制度のうち、持分決済型の報酬取引に該当する部分については、付与する当社株式の公正価値を参照して測定しており、その権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。また現金決済型の報酬取引に該当する部分については、その権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を負債の増加として認識しています。

なお、報告日および決済日において当該負債の公正価値を再測定し、公正価値の変動を純損益として認識しています。

譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬制度における報酬は、付与する当社株式の公正価値を参照して測定しており、その権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。

(18) 従業員給付

退職後給付

従業員への退職給付制度として、確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

< 1 > 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

勤務費用および確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しています。

数理計算上の差異、確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く制度資産に係る収益および資産上限額の影響の変動については、発生時にその他の包括利益にて認識し、利益剰余金に振り替えています。

< 2 > 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付費用については、拠出した時点で費用として認識しています。

短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が会社に勤務を提供したときに、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割り引かずに費用として認識しています。

(19) 引当金

過去の事象の結果として、法的に、または推定的に現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。なお、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値を引当金の額としています。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

参天製薬グループの連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用に関する報告金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。実際の業績は、これら会計上の見積りと異なる可能性があります。

経営者が行う重要な会計上の判断、見積り及び仮定は以下のとおりです。

- ・有形固定資産および無形資産に係る減損
- ・繰延税金資産の回収可能性
- ・引当金
- ・確定給付制度債務の測定
- ・金融商品の公正価値
- ・企業結合により取得した資産および引き受けた負債の公正価値の測定
- ・企業結合による条件付対価の評価
- ・株式報酬費用

5. 未適用の公表済みの基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表済みの基準書及び解釈指針の新設または改訂のうち、参天製薬グループが早期適用していない主なものは以下のとおりです。

基準書及び解釈指針		強制適用時期 (以降開始年度)	参天製薬グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	リースの認識に関する会計処理の改訂

IFRS第16号は、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、リース期間にわたり原資産を使用する権利である使用権資産とリース料の支払義務であるリース負債をそれぞれ認識することを要求しています。

使用権資産とリース負債を認識した後は、使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る金利費用が計上されます。

参天製薬グループは、短期リースまたは少額資産のリースについては当該基準の要求を適用しないことを選択できるとする免除規定を適用する予定です。

適用開始日に適用による累積的影響を認識する修正遡及アプローチを適用する予定です。また、参天製薬グループは、移行時におけるリースの定義の適用免除に関する実務上の便法を適用する予定です。この場合、2019年4月1日より前に締結し、IAS第17号「リース」およびIFRIC解釈指針第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に基づきリースとして識別されたすべての契約に同基準が適用される事になります。

当該基準の適用により、適用開始日に、現在利用可能な情報に基づく概算金額で、使用権資産を約90億円、リース負債を約90億円計上する予定です。

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

参天製薬グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

参天製薬グループの報告セグメントは、従来「医薬品」としており、報告セグメントに含まれない事業セグメントは「その他」に区分していましたが、前連結会計年度より、一体として単一の事業セグメントに変更し報告セグメントとしています。

これは、参天製薬グループの事業展開、経営管理体制の実態等の観点から事業セグメントについて再考した結果、参天製薬グループの事業を一体として捉えることが合理的と判断したためです。

(2) 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	医療用医薬品	一般用医薬品	医療機器	その他	計
外部顧客への売上収益	206,967	14,594	2,583	798	224,942

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	医療用医薬品	一般用医薬品	医療機器	その他	計
外部顧客への売上収益	216,030	14,223	2,709	1,065	234,026

(3) 地域ごとの情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	EMEA	米州	アジア	計
外部顧客への売上収益（注）1	158,653	35,015	371	30,903	224,942
非流動資産（注）2	110,912	9,089	42,430	4,626	167,057

（注）1 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

2 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。なお、米州の非流動資産の所在地は米国です。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	EMEA	米州	アジア	計
外部顧客への売上収益（注）1	160,456	36,156	533	36,881	234,026
非流動資産（注）2	104,563	8,598	44,425	7,043	164,629

（注）1 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

2 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。なお、米州の非流動資産の所在地は米国です。

(4) 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上収益
株式会社スズケン	42,463
株式会社メディセオ	33,680

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上収益
株式会社スズケン	44,325
株式会社メディセオ	32,313

7. 売上収益

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりです。なお、参天製薬グループでは、IFRS第15号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しており、前連結会計年度の修正再表示は行っていません。

(1) 売上収益の分解

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	EMEA	米州	アジア	合計
医療用医薬品	142,950	36,053	527	36,500	216,030
一般用医薬品	13,930	-	-	293	14,223
医療機器	2,600	103	6	-	2,709
その他	977	-	-	88	1,065
合計	160,456	36,156	533	36,881	234,026

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首 (2018年4月1日)	当連結会計年度期末 (2019年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	78,857	84,834
契約負債	6,211	6,721

顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権に含めています。契約負債は、営業債務及びその他の債務に含めています。また、当連結会計年度において過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額はありません。

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

参天製薬グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、参天製薬グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示していません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

参天製薬グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コストおよび履行にかかるコストはありません。

8. 主な費用の性質に関する情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
商品売上原価	46,066	49,895
給与及び賞与	33,834	36,394
広告宣伝費及び販売促進費	19,109	20,317
原材料費	16,403	14,681
専門家費用及び諸手数料	11,455	9,455
法定福利費	4,671	4,973
退職後給付費用	2,401	2,443
減価償却費及び償却費	4,156	3,981
その他	41,468	43,656
合計	179,564	185,796

(注) 上表の金額は、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「研究開発費」に計上されています。

9. その他の収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
固定資産処分益 (注)	-	3,592
補助金収入	69	162
その他	348	273
合計	417	4,028

(注) 当社保有の固定資産譲渡により、固定資産処分益3,592百万円をその他の収益に計上しています。

10. その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
固定資産処分損	30	46
減損損失 (注)	150	-
その他	184	126
合計	364	172

(注) 減損損失については、「15.有形固定資産(2)減損損失」および「16.無形資産(2)減損損失」に記載しています。

11. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	147	186
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	10	-
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	598	521
生命保険	154	191
受取配当金合計	752	712
為替差益	94	-
その他	0	2
合計	1,004	901

(2) 金融費用の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	24	7
その他	1	1
支払利息合計	25	7
デリバティブ評価損	-	255
為替差損	-	1,412
退職後給付に係る利息純額	6	5
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動	231	-
条件付対価の公正価値の変動	-	1,203
その他	171	-
合計	434	2,881

12. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首 (2017年4月1日)	純損益を通じて認識	その他の包括利益 において認識	前連結会計年度 (2018年3月31日)
将来減算一時差異				
退職給付に係る負債	3,173	217	141	3,248
棚卸資産	862	90	-	952
未払賞与	829	20	-	809
減価償却超過額	726	48	-	774
委託研究	631	50	-	581
未払事業税	188	224	-	413
有給休暇引当金	132	5	-	127
減損損失	69	12	-	80
前受収益	29	3	-	32
その他	1,581	144	-	1,725
小計	8,219	664	141	8,741
将来加算一時差異				
その他の包括利益を 通じて公正価値で測 定する金融資産	5,242	-	2,150	7,391
製品に係る無形資産	20,935	6,591	-	14,344
その他	28	2	-	29
小計	26,204	6,589	2,150	21,764
税務上の繰越税額控除 および繰越欠損金				
繰越税額控除	840	54	-	786
繰越欠損金	1,578	14	-	1,593
小計	2,418	40	-	2,378
純額	15,567	7,213	2,291	10,645

(注) 上表の純損益を通じて認識された一時差異の純額と、「(2) 法人所得税費用 純損益を通じて認識される法人所得税」に記載の繰延法人所得税小計との差額は為替の変動によるものです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2018年4月1日)	純損益を通じて認識	その他の包括利益 において認識	当連結会計年度 (2019年3月31日)
将来減算一時差異				
退職給付に係る負債	3,248	36	34	3,250
棚卸資産	952	65	-	1,016
未払賞与	809	86	-	895
減価償却超過額	774	99	-	675
委託研究	581	188	-	769
未払事業税	413	82	-	330
有給休暇引当金	127	1	-	126
減損損失	80	-	-	80
前受収益	32	2	-	30
その他	1,725	95	-	1,629
小計	8,741	94	34	8,801
将来加算一時差異				
その他の包括利益を 通じて公正価値で測 定する金融資産	7,391	-	1,825	5,567
製品に係る無形資産	14,344	543	-	14,887
その他	29	1	-	28
小計	21,764	542	1,825	20,482
税務上の繰越税額控除 および繰越欠損金				
繰越税額控除	786	961	-	1,746
繰越欠損金	1,593	724	-	2,317
小計	2,378	1,685	-	4,063
純額	10,645	1,236	1,790	7,618

(注) 上表の純損益を通じて認識された一時差異の純額と、「(2) 法人所得税費用 純損益を通じて認識される法人所得税」に記載の繰延法人所得税小計との差額は為替の変動によるものです。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
将来減算一時差異	764	242
税務上の繰越欠損金	6,090	5,963
繰越税額控除	1,553	1,212

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年目	10	6
2年目	52	41
3年目	47	42
4年目	41	18
5年目以降	5,940	5,856
合計	6,090	5,963

当連結会計年度および前連結会計年度において税務上の繰越欠損金を認識している子会社があり、それらの税務上の繰越欠損金について、当連結会計年度において将来の課税所得の発生が見込まれる範囲内で繰延税金資産を2,317百万円(前連結会計年度は1,593百万円)認識しています。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の発生の有無に依存していますが、繰延税金資産の認識にあたって使用した将来の課税所得は、経営者が承認した事業計画のもとで想定されたものであり、過去の計画と実績の推移からその実現可能性は高いことから、繰延税金資産の回収可能性に問題はないと判断しています。

当連結会計年度および前連結会計年度において、当社は子会社の投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識していません。これは、当社が一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に取崩さないことが確実であるためです。当連結会計年度において繰延税金負債を認識していない子会社の投資に係る将来加算一時差異は16,573百万円(前連結会計年度は13,581百万円)です。

(2) 法人所得税費用

純損益を通じて認識される法人所得税

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期法人所得税		
当期	10,963	12,599
小計	10,963	12,599
繰延法人所得税		
一時差異等の発生および解消	1,414	1,425
税率の変更	5,549	-
小計	6,963	1,425
法人所得税費用 合計	4,000	11,174

当期法人所得税には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における当期法人所得税の減少額は12百万円（前連結会計年度は12百万円）です。

繰延法人所得税には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における繰延法人所得税の増加額は861百万円（前連結会計年度は該当ありません）です。

適用税率の調整

当連結会計年度および前連結会計年度において、当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は当連結会計年度が30.5%、前連結会計年度が30.8%となっています。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されています。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.5%
永久に損金又は益金に算入されない項目	1.0%	1.3%
試験研究費等の税額控除	6.8%	3.9%
子会社との税率差異	2.2%	1.6%
税率変更による影響	14.0%	-
未認識の繰延税金資産の増減	1.5%	1.5%
条件付対価の変動による影響	0.8%	2.5%
その他	0.7%	0.6%
実際負担税率	10.2%	25.9%

米国において、2017年12月22日（現地日付）に、2018年1月1日以降の連邦法人税率を35%から21%に引下げることを柱とする税制改革法が成立しました。これに伴い、参天製薬グループの米国子会社において、新しい法人税率を用いて繰延税金資産および繰延税金負債を再評価した結果、前連結会計年度の法人所得税費用が5,105百万円減少しています。

13. その他の包括利益

その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
確定給付制度の再測定		
当期発生額	424	42
組替調整額	-	-
税効果調整前	424	42
税効果額	141	33
税効果調整後	284	9
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産の純変動		
当期発生額	8,449	4,734
組替調整額	-	-
税効果調整前	8,449	4,734
税効果額	2,582	1,445
税効果調整後	5,867	3,289
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	686	794
組替調整額	-	-
税効果調整前	686	794
税効果額	-	-
税効果調整後	686	794
その他の包括利益	5,464	2,486

14. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎		
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	35,247	31,954
親会社の普通株主に帰属しない当期利益(百万円)	-	1
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	35,247	31,953
期中平均普通株式数(千株)	406,415	406,167
希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎		
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	35,247	31,953
当期利益調整額(百万円)	-	1
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	35,247	31,954
期中平均普通株式数(千株)	406,415	406,167
株式報酬取引による普通株式増加数(千株)	1,456	1,229
希薄化効果調整後期中平均普通株式数(千株)	407,871	407,396
1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)		
基本的1株当たり当期利益(円)	86.73	78.67
希薄化後1株当たり当期利益(円)	86.42	78.43

(注) 1株当たり利益の算定において、株式報酬制度に係る信託が保有する自社の株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しています。

15. 有形固定資産
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

取得原価	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2017年4月1日残高	46,212	15,022	13,741	6,935	3,698	85,609
取得	399	352	621	-	2,793	4,164
建設仮勘定からの振替	872	2,258	274	-	3,404	-
処分	53	219	375	-	2	649
在外営業活動体の換算差額	310	60	133	5	100	608
2018年3月31日残高	47,740	17,474	14,394	6,940	3,185	89,732
取得	389	1,786	509	-	3,345	6,029
建設仮勘定からの振替	100	515	189	-	804	-
処分	8,148	721	808	0	44	9,720
在外営業活動体の換算差額	176	290	99	3	68	636
2019年3月31日残高	39,905	18,763	14,185	6,937	5,614	85,405

(単位：百万円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2017年4月1日残高	33,370	12,283	11,380	-	26	57,059
減価償却費	1,210	884	933	-	-	3,028
減損損失	5	14	24	-	3	47
処分	48	194	339	-	-	580
在外営業活動体の換算差額	196	175	98	-	4	472
その他	-	-	10	-	10	-
2018年3月31日残高	34,733	13,162	12,106	-	24	60,026
減価償却費	1,050	852	896	-	-	2,798
処分	7,373	715	810	-	-	8,897
在外営業活動体の換算差額	50	97	80	-	5	221
その他	-	-	3	-	3	-
2019年3月31日残高	28,361	13,203	12,115	-	27	53,706

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2017年4月1日残高	12,842	2,739	2,362	6,935	3,672	28,550
2018年3月31日残高	13,006	4,312	2,288	6,940	3,161	29,706
2019年3月31日残高	11,544	5,560	2,070	6,937	5,588	31,699

(2) 減損損失

前連結会計年度は47百万円の減損損失を計上しており、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の費用」に計上しています。

前連結会計年度において認識した減損損失は、工具、器具及び備品等であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

当連結会計年度において、減損損失は計上していません。

(3) その他の開示

当連結会計年度における決算日以降の有形固定資産の取得に係る重要なコミットメントは2,841百万円（前連結会計年度は1,172百万円）です。

16. 無形資産
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

取得原価	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2017年4月1日残高	22,770	135,748	10,768	1,213	170,498
取得	-	4,444	617	763	5,825
仮勘定からの振替	-	-	477	477	-
処分	-	-	321	56	377
在外営業活動体の換算差額	474	1,562	17	108	2,128
2018年3月31日残高	22,295	138,630	11,558	1,335	173,819
取得	-	1,219	858	726	2,803
仮勘定からの振替	-	-	765	765	-
処分	-	-	91	0	91
在外営業活動体の換算差額	417	1,497	61	3	1,857
2019年3月31日残高	22,713	141,347	13,028	1,300	178,388

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2017年4月1日残高	-	22,906	7,880	778	31,563
償却費	-	6,740	1,123	5	7,868
減損損失	-	50	53	-	103
処分	-	-	299	-	299
在外営業活動体の換算差額	-	116	5	32	89
2018年3月31日残高	-	29,812	8,761	751	39,324
償却費	-	6,988	1,180	3	8,171
処分	-	-	75	0	76
在外営業活動体の換算差額	-	124	33	14	142
2019年3月31日残高	-	36,676	9,833	768	47,277

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2017年4月1日残高	22,770	112,842	2,888	435	138,935
2018年3月31日残高	22,295	108,819	2,796	585	134,495
2019年3月31日残高	22,713	104,671	3,195	532	131,110

(2) 減損損失

前連結会計年度は103百万円の減損損失を計上しており、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の費用」に計上しています。

前連結会計年度において認識した減損損失は、ソフトウェアおよび製品に係る無形資産であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

当連結会計年度において、減損損失は計上していません。

(3) のれんの減損テスト

参天製薬グループは当連結会計年度において22,713百万円(前連結会計年度は22,295百万円)ののれんを計上しています。当該のれんはSanten S.A.S.およびInnFocus, Inc.の買収によって生じたものです。

これらののれんについては、減損テストを実施しており、のれんの減損テストにおける回収可能価額は、参天製薬株式会社の市場株価を用いて測定しています。回収可能価額は帳簿価額を上回っているため、当連結会計年度において減損損失を認識していません。

なお、市場株価が合理的な範囲で変動した場合にも、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しています。

(4) その他の開示

無形資産のうち、製品に係る無形資産の償却費は、連結純損益及びその他の包括利益計算書において「製品に係る無形資産償却費」に、それ以外の無形資産に係る償却費は、連結純損益及びその他の包括利益計算書において「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「研究開発費」に含まれています。

前連結会計年度および当連結会計年度において、自己創設無形資産はありません。

重要な無形資産

製品に係る無形資産のうち主要なものは、米メルク社から取得した眼科用医薬品に関する特許権、商標権、ドメイン名、製造販売承認権等です。帳簿価額は前連結会計年度末47,124百万円、当連結会計年度末41,384百万円で、残存償却年数は6年～12年です。

また、InnFocus, Inc.の買収に伴い認識されたDE-128(製品名: PRESERFLO MicroShunt)、Santen S.A.S.の買収に伴い認識されたDE-076B(開発品名: シクロカット、一般名: シクロスポリン)に係る権利および米マキユサイト社との契約により取得したDE-109(一般名: シロリムス)に関する権利を製品に係る無形資産に計上しています。帳簿価額はそれぞれ、前連結会計年度末40,980百万円、5,607百万円、6,982百万円、当連結会計年度末42,812百万円、4,645百万円、6,982百万円であり、残存償却年数は、DE-076Bに関する製品に係る無形資産は7年であり、DE-128およびDE-109に関する無形資産については未だ使用可能でないため、償却を開始していません。

無形資産の減損損失は、回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に認識され、当該無形資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。使用価値は、過去の経験および外部からの情報に基づいた将来キャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位毎の加重平均資本コストを基礎に算定した割引率で現在価値に割り引いて算定しています。当連結会計年度においては、使用価値が帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識していません。また、割引率等が合理的な範囲内で変動した場合でも使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

決算日以降の無形資産の取得に係るコミットメントは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
研究開発マイルストーン(注)	25,487	32,429
売上達成目標マイルストーン(注)	31,631	30,764
その他	-	1,373
合計	57,118	64,566

(注) 全てのマイルストーンが達成された場合の最大の支払額であり、現在価値への割引はされておらず、リスクについても考慮されていません。マイルストーンの達成は不確実性が高いため、全ての支払義務が生じる可能性は低く、実際の支払額は大幅に異なる可能性があります。

17. 金融資産（非流動）及びその他の金融資産（流動）

(1) 内訳

非流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
その他	977	1,151
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	34,713	28,786
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
施設利用権等	85	106
合計	35,775	30,044

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
その他	472	267
合計	472	267

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式は主に政策投資目的で保有しており、短期的な売買による利得の獲得を目的としていないため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

公正価値の内訳

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の内訳および公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

内訳	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
小野薬品工業株式会社	17,083	11,248
エーザイ株式会社	6,439	5,899
第一三共株式会社	3,703	2,678
日本新薬株式会社	2,029	2,297
富士フイルムホールディングス株式会社	914	1,083
株式会社メディカルホールディングス	815	983
小林製薬株式会社	565	687
その他	3,166	3,910
合計	34,713	28,786

その他

当連結会計年度末現在で保有している、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る当連結会計年度の受取配当金は484百万円（前連結会計年度は530百万円）です。

期中に処分したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は以下のとおりです。

（単位：百万円）

銘柄	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
売却日時点の公正価値	2,879	2,156
累積利得・損失()	1,406	1,215
受取配当金	68	37

(注) これらは保有資産の流動化を目的に売却したものです。なお、当連結会計年度において、累積利得（税引後）844百万円（前連結会計年度は973百万円）をその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えています。

18. 棚卸資産

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
商品及び製品	25,160	28,608
仕掛品	455	362
原材料及び貯蔵品	5,022	6,265
合計	30,636	35,235

19. 営業債権及びその他の債権

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形及び売掛金	76,318	82,173
貸倒引当金	203	216
その他	2,539	2,661
合計	78,654	84,618

20. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式の種類 (注) 1	普通株式	普通株式
授権株式数	1,100,000,000	1,100,000,000
発行済株式数 (注) 2		
期首	406,173,015	406,847,515
期中増減 (注) 3	674,500	7,065,161
期末	406,847,515	399,782,354
自己株式数		
期首	6,646	7,411
期中増減 (注) 4	765	656,001
期末 (注) 5	7,411	663,412

(注) 1 普通株式は無額面であり、権利内容に何ら限定はありません。

2 発行済株式は全額払込済みとなっています。

3 発行済株式数の期中増減は、新株予約権の行使、譲渡制限付株式報酬による新株の発行および自己株式の消却によるものです。

4 自己株式数の期中増減は、2019年2月20日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得(8,144,000株)、2019年3月27日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却(7,500,000株)、株式報酬制度に係る信託による自社の株式の取得、譲渡制限付株式の無償取得および単元未満株式の買取請求に応じたことによるものです。

5 自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する自社の株式が5,642株含まれています。

(2) 資本剰余金

通常の新株の発行および新株予約権の行使による新株の発行の際に資本金に組み入れなかった資本準備金とそれ以外のその他資本剰余金からなります。

(3) その他の資本の構成要素

確定給付制度の再測定

確定給付制度に係る再測定による変動部分からなります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識が中止されるか減損されるまでに生じた当該資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

新株予約権

当社は、当連結会計年度よりパフォーマンス・シェア・ユニット制度および譲渡制限付株式報酬制度またはリストラクテッド・ストック・ユニット制度からなる新たな株式報酬制度を導入しており、ストック・オプション制度は、既に付与されているものを除いて廃止しています。新株予約権としてその他の資本の構成要素に計上している金額は、当該ストック・オプション制度により、会社法第361条および第238条等の規定に基づき支給したものにつき、公正価値で評価した金額です。また、それらの契約条件等は、「21. 株式報酬」に記載しています。

(4) 利益剰余金及び配当金

利益剰余金

当連結会計年度以前に純損益として認識されたものおよびその他の包括利益から振り替えられたものからなります。

配当

() 配当金支払額

決議日	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度				
定時株主総会 (2017年6月23日)	5,280	13.00	2017年3月31日	2017年6月26日
取締役会 (2017年11月1日)	5,283	13.00	2017年9月30日	2017年11月30日
当連結会計年度				
定時株主総会 (2018年6月26日)	5,289	13.00	2018年3月31日	2018年6月27日
取締役会 (2018年11月7日)	5,292	13.00	2018年9月30日	2018年11月30日

() 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度				
定時株主総会 (2018年6月26日)	5,289	13.00	2018年3月31日	2018年6月27日
当連結会計年度				
定時株主総会 (2019年6月25日)	5,189	13.00	2019年3月31日	2019年6月26日

21. 株式報酬

業績連動型株式報酬制度

(1) 契約条件等

概要

当社は中期経営計画の期間である2019年3月31日に終了する事業年度から2021年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度（以下、「業績評価期間」）に掲げた目標業績指標の達成率に応じて交付する株式数を変動させるパフォーマンス・シェア・ユニット制度および譲渡制限付株式を交付する譲渡制限付株式報酬制度または一定期間経過後に当社株式を交付するリストラクテッド・ストック・ユニット制度により構成される業績連動型株式報酬制度を導入しています。

付与対象者

当社取締役および当社執行役員

権利確定条件

(パフォーマンス・シェア・ユニット制度)

目標業績指標である売上成長率（3年間の年次換算成長率）、コア営業利益率（3年間の平均値）、フルROE（3年間の平均値）の達成度に応じて0%～200%の範囲で株式交付率を決定する。

(譲渡制限付株式報酬制度及びリストラクテッド・ストック・ユニット制度)

対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、毎3年後に譲渡制限を解除または株式を交付する。

決済方法

株式決済および現金決済

(2) 公正価値及び公正価値の測定方法

当社株式の市場価値または当社株式の市場価値に予想配当を考慮に入れて修正をした金額を公正価値としています。当連結会計年度における公正価値は以下のとおりです。

(単位：円)

	株式決済	現金決済
パフォーマンス・シェア・ユニット制度	1,636	1,573
リストラクテッド・ストック・ユニット制度	1,636	1,573
譲渡制限付株式報酬制度	1,822	-

(3) 株式報酬費用

当連結会計年度における、株式報酬費用は100百万円です。前連結会計年度において、該当事項はありません。

ストック・オプション制度

(1) スtock・オプションの契約条件等

付与対象者

当社取締役および当社執行役員

権利確定条件

付されていません。

付与されたストック・オプションの権利行使期間

付与日から10年以内

決済方法

株式決済

(2) スtock・オプション数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	2,113,300	461	1,579,900	356
権利付与	141,100	1	-	-
権利行使 (注)	674,500	610	365,100	399
権利の満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	1,579,900	356	1,214,800	343
期末行使可能残高	1,176,500	478	953,200	437

(注) 当連結会計年度の権利行使時点の加重平均株価は1,688円(前連結会計年度は1,748円)です。

(3) 期末未行使ストック・オプションの行使価格の範囲及び加重平均残存期間

当連結会計年度における、未行使のストック・オプションの行使価格は1円～663円(前連結会計年度は1円～663円)であり、加重平均残存期間は4.6年(前連結会計年度は5.3年)です。

(4) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び公正価値の測定方法

使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

公正価値並びにその主な基礎数値及び見積方法

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
決議年月日	2017年8月1日	-
公正価値(円)	1,544.09	-
付与日の株価(円)	1,706	-
行使価格(円)	1	-
予想ボラティリティ(%) (注)	30.0	-
予想残存期間(年)	6.5	-
予想配当利回り(%)	1.52	-
無リスク利率(%)	0.105	-

(注) 予想ボラティリティは各月末株価の前月末株価に対する値動き率を算定し、6.5年間の値動き率の標準偏差を年率にして算定しています。

(5) 株式報酬費用

前連結会計年度における、ストック・オプション制度に係る費用は218百万円です。当連結会計年度において、該当事項はありません。

22. 金融負債(非流動)及びその他の金融負債(流動)

(1) 内訳

非流動負債の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
長期借入金(1年内返済予定除く)	3,500	3,563
長期未払金	17,679	19,674
長期デリバティブ債務	-	255
その他	64	28
合計	21,244	23,520

流動負債の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	4,098	500
未払金	7,268	8,377
その他	3,038	3,240
合計	14,404	12,116

23. 退職後給付

(1) 退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度です。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金および年金を支給します。ただし、当社および一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度にキャッシュバランスプランを導入しています。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

(2) 確定給付制度

確定給付負債の純額

（単位：百万円）

	確定給付制度債務	制度資産の公正価値	確定給付負債の純額
2017年4月1日残高	20,882	18,982	1,900
当期勤務費用	1,290	-	1,290
利息収益（ ）又は利息費用	98	92	6
確定給付負債の純額の再測定			
制度資産に係る収益	-	546	546
数理計算上の差異（人口統計上の仮定の変更）	1	-	1
数理計算上の差異（財務上の仮定の変更）	148	-	148
実績修正	25	-	25
確定給付負債の純額の再測定合計	122	546	424
為替レートの変動による影響額	34	27	7
事業主による制度への拠出額	-	502	502
制度からの支払額	880	406	473
その他	179	179	-
2018年3月31日残高	21,725	19,921	1,804
当期勤務費用	1,322	-	1,322
利息収益（ ）又は利息費用	89	84	5
確定給付負債の純額の再測定			
制度資産に係る収益	-	111	111
数理計算上の差異（人口統計上の仮定の変更）	113	-	113
数理計算上の差異（財務上の仮定の変更）	187	-	187
実績修正	4	-	4
確定給付負債の純額の再測定合計	69	111	42
為替レートの変動による影響額	1	0	1
事業主による制度への拠出額	-	533	533
制度からの支払額	978	413	565
その他	72	72	-
2019年3月31日残高	22,300	20,308	1,992

制度資産の構成

(単位：百万円)

	活発な市場 における公 表市場価格 の有無	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
株式	有	4,663	3,291
債券	有	10,249	10,938
生保一般勘定	無	1,732	1,738
その他	無	3,276	4,341
合計		19,921	20,308

年金資産の運用は、年金給付等の支払を将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクのもとで必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的としています。この目的を達成するため、投資対象としてふさわしい資産を選択するとともに、その期待収益率・リスク等を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の組み合わせを決定しています。また、資産構成割合は、必要に応じて見直しを行うものとしています。

数理計算上の仮定

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率(%)	0.45	0.37

確定給付制度債務の感応度分析

期末日時点で重要な数理計算上の仮定が以下のとおり変動した場合の、確定給付債務の増加額および減少額()は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	0.5%増加	0.5%減少	0.5%増加	0.5%減少
割引率	1,184	1,301	1,124	1,229

(注) 本分析においては、その他の変数は一定であることを前提としています。

確定給付制度の将来キャッシュ・フローに与える影響

翌連結会計年度の拠出額は533百万円と予想しています。

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、当連結会計年度は12.1年(前連結会計年度は13.1年)です。

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として計上された金額は、当連結会計年度は1,117百万円(前連結会計年度は1,105百万円)です。

24. 引当金

(1) 引当金の内訳

引当金の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非流動負債		
資産除去債務	235	165
事業構造改善引当金	716	677
有給休暇引当金	416	413
合計	1,367	1,255
流動負債		
有給休暇引当金	727	717
返品調整引当金	152	-
売上割戻引当金	525	-
特別給付引当金	98	-
その他	7	-
合計	1,508	717

(2) 引当金の増減内容

引当金の増減内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	資産除去債務	事業構造 改善引当金	有給休暇引当金	特別給付引当金	合計
2018年4月1日残高	235	716	1,143	98	2,192
増加額	1	-	770	-	771
減少額(目的使用)	1	-	769	97	867
減少額(戻入)	71	7	-	1	79
割引計算の期間利息費用	1	-	2	-	3
在外営業活動体の換算差 額	-	32	16	-	49
2019年3月31日残高	165	677	1,130	-	1,971

(注) IFRS第15号の適用による引当金への影響については、「2. 作成の基礎 (4) 新たに適用する基準書及び解釈指針」に記載しています。これにより、従来、「流動負債」の「引当金」に含めていた値引きや返品に係る返金負債を「営業債務及びその他の債務」として表示しています。

(3) 引当金の内容

資産除去債務は、工場設備等に対する有害物質の除去および賃借建物等に対する原状回復義務の発生に備えて、工事業者から入手した見積書等に基づき、将来支払が見込まれる額を使用見込期間に応じた割引計算を行った上で計上しています。

また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想していますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

事業構造改善引当金は、構造改革施策の実施に伴い発生する支出に備えるため、関連費用の見積額を計上しています。

また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想していますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

有給休暇引当金は、有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される有給休暇の未消化分に対して、負債を認識しています。また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想しています。

25. 営業債務及びその他の債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
支払手形及び買掛金	20,575	21,725
電子記録債務	1,896	1,376
未払金	7,272	2,257
返金負債	-	6,721
合計	29,743	32,079

返金負債は、顧客から受け取った対価のうち、顧客に支払われると見込まれる返品、リベート、割引額等を返金負債として認識しています。当該返金負債の見積りにあたっては、過去の実績および報告期間の末日現在で入手可能な情報に基づき行っております。比較情報の修正再表示は行っていないため、前連結会計年度における未払金には、顧客に支払われると見込まれるリベート5,527百万円が含まれております。

26. 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	69,283	70,796
預入期間が3ヶ月超の定期預金	-	-
連結財政状態計算書上の現金及び現金同等物	69,283	70,796
銀行当座借越	-	-
連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物	69,283	70,796

27. 金融商品

(1) 資本管理

参天製薬グループでは、親会社所有者帰属持分比率および親会社所有者帰属持分当期利益率を重要な経営指標として捉え、その推移を注視するとともに、必要に応じて自己株式の市場での買入れおよび新株発行を実施することで、投資家、債権者および市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤の維持を目指しています。

参天製薬グループの親会社所有者帰属持分比率および親会社所有者帰属持分当期利益率は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2018年3月期)	前連結会計年度 (2019年3月期)
親会社所有者帰属持分比率(%)	73.6	74.4
親会社所有者帰属持分当期利益率(%)	13.0	11.1

なお、参天製薬グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 金融資産及び金融負債の分類

金融資産及び金融負債の分類は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
金融資産		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	34,713	28,786
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
施設利用権等	85	217
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産	1,449	1,308
営業債権及びその他の債権	78,654	84,618
現金及び現金同等物	69,283	70,796
金融資産合計	184,184	185,726
金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ	18	255
条件付対価	17,679	19,674
償却原価で測定する金融負債		
その他の金融負債	17,950	15,708
営業債務及びその他の債務	29,743	32,079
金融負債合計	65,390	67,715

(3) 金融リスク管理の概要

参天製薬グループは、事業活動を行うに当たり、信用リスク、流動性リスクおよび市場リスク等の財務上のリスクに晒されており、これらのリスクを低減するために、一定の方針等に基づきリスク管理を行っています。

信用リスク

ア) 概要

信用リスクは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に参天製薬グループが負う財務上の損失リスクであり、主に顧客に対する債権、差入保証金および貸付金から生じます。

営業債権及びその他の債権については、信用管理規定に従い取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としています。

参天製薬グループと取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、当連結会計年度における連結売上収益の63%（前連結会計年度は65%）に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒が発生した場合、参天製薬グループの業績に影響を及ぼします。

差入保証金は、主にオフィス賃借に係る差入敷金であり、相手先の財政状態について情報を収集・評価することにより、回収懸念の早期把握や信用リスクの低減を図っています。

投資先に対する貸付金については、投資先の株主総会への陪席等による経営モニタリングおよび財政状態についての情報収集・評価により、回収懸念の早期把握や信用リスクの低減を図っています。

イ) 信用エクスポージャー

金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値は、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額となります。

債務保証については、「31. 偶発債務」に表示されている債務保証の残高が、信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。

これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件およびその他の信用補完するものは、報告期間末日時点で信用減損している金融資産について保有している保証金3百万円（前連結会計年度：3百万円）です。

(a) 年齢分析

営業債権及びその他の債権の年齢分析は以下のとおりです。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)
期日未経過	78,190
期日経過	
30日以内	369
30日超90日以内	126
90日超	172
期日経過合計	667
貸倒引当金	203
営業債権及びその他の債権合計	78,654

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸倒引当金を 12ヶ月の予想信 用損失に等しい 金額で測定して いる金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金額 で測定している金融資産			合計
		信用リスクが当 初認識以降に著 しく増大した金 融資産	信用減損してい る金融資産	常に貸倒引当金 を全期間の予想 信用損失に等し い金額で測定し ている金融資産	
期日未経過	-	-	-	83,904	83,904
期日経過					
30日以内	-	-	-	502	502
30日超90日以内	-	-	-	108	108
90日超	-	-	178	141	319
期日経過合計	-	-	178	751	929
合計	-	-	178	84,656	84,834

（b）貸倒引当金の増減分析

参天製薬グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しています。なお、個別に重要な金融資産は、個別に減損の評価を行っています。個別に重要でない金融資産は、期日経過毎等のリスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体としての減損の評価を行っています。

営業債権及びその他の債権に対する貸倒引当金の増減は以下のとおりです。

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸倒引当金を 12ヶ月の予想信 用損失に等しい 金額で測定して いる金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金 額で測定している金融資産			合計
		信用リスクが当 初認識以降に著 しく増大した金 融資産	信用減損してい る金融資産	常に貸倒引当金 を全期間の予想 信用損失に等し い金額で測定し ている金融資産	
期首残高	-	-	162	41	203
期中増加	-	-	16	19	35
期中減少（目的使用）	-	-	-	-	-
期中減少（戻入）	-	-	-	15	15
その他	-	-	-	8	8
期末残高	-	-	178	38	216

当連結会計年度において直接償却した金融資産のうち、回収活動を継続しているものはありません。

流動性リスク

ア) 概要

流動性リスクは、現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に困難に直面するリスクであり、主に営業債務および借入金から生じます。

流動性リスクについては、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

また参天製薬グループは、流動性を確保するため銀行との特定融資枠（コミットメント・ライン）を設定しています。

イ) 満期分析

金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の期日別残高は以下のとおりです。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	29,743	29,743	29,743	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
借入金	7,598	7,609	4,105	503	3,001	-	-	-
未払金	7,268	7,268	7,268	-	-	-	-	-
デリバティブ	18	18	18	-	-	-	-	-
その他	3,084	3,084	3,020	59	3	1	1	0
合計	47,711	47,722	44,154	562	3,004	1	1	0

（注） 上表には、企業結合による条件付対価を含めていません。条件付対価については、「32. 企業結合」に記載しています。

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	32,079	32,079	32,079	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
借入金	4,063	4,077	504	3,003	2	7	142	418
未払金	8,377	8,377	8,377	-	-	-	-	-
デリバティブ	255	255	-	-	-	-	255	-
その他	3,268	3,268	3,240	12	3	3	3	6
合計	48,041	48,054	44,199	3,015	5	11	400	425

（注） 上表には、企業結合による条件付対価を含めていません。条件付対価については、「32. 企業結合」に記載しています。

ウ) コミットメントライン

報告日現在におけるコミットメントラインの総額および借入未実行残高は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2018年3月期)	当連結会計年度 (2019年3月期)
コミットメントライン総額	30,000	30,000
借入実行残高	-	-
差引額	30,000	30,000

市場リスク

ア) 概要

市場リスクは、市場価格の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。

(a) 為替リスク

参天製薬グループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引や、在外営業活動体の財務諸表を日本円に換算し連結する際に、参天製薬グループの資本が為替変動の影響を受けるリスクに晒されています。為替リスクについては、同一通貨の外貨建金融資産残高と外貨建金融負債残高のバランスを調整することで対応しています。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

参天製薬グループの為替リスクに対するエクスポージャーについては以下のとおりです。

（単位：千通貨）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	EUR	USD	EUR	USD
営業債権及びその他の債権	3,192	14,113	5,046	13,701
営業債務及びその他の債務	508	21,341	3,716	13,334
金融負債	-	166,410	-	-
エクスポージャー純額	2,684	173,638	1,330	366

() 為替リスクの感応度分析

各期末日に、以下に示された割合で日本円がユーロおよび米ドルに対して高かった場合の純損益の増加(減少)額は以下のとおりです。

この分析は、期末日時点で参天製薬グループが合理的な可能性があると考えられる為替レート変数に基づいており、他のすべての変数(特に金利)が一定であると仮定しています。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しています。なお、同じ割合で日本円安となった場合には、同一の額で反対の影響を与えます。

なお、機能通貨建ての金融商品および在外営業活動体の資産および負債、収益および費用を円貨に換算する際の影響は含んでいません。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	純損益	純損益
EUR (5.0%高)	18	8
USD (5.0%高)	922	2

(注) 上表の は、各通貨に対して5%円高になった場合に、純損益に与えるマイナスの影響額を意味しています。

(b) 株価リスク

参天製薬グループでは、資本性金融商品(株式)から生じる株価変動リスクに晒されています。保有している資本性金融商品については、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握するとともに、発行体が取引先企業である場合には、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

その他すべての変数が一定であることを前提として、参天製薬グループが期末日時点で保有する上場株式の株価が10%上昇または下落した場合、その他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は前連結会計年度および当連結会計年度において、それぞれ3,343百万円および2,650百万円です。

(c) 金利リスク

借入金のほとんどは、固定金利によっています。したがって、金利が変動することにより損益に与える影響は限定的であり、参天製薬グループの金利リスクは僅少と判断し、ベース・ポイント・バリューなどの感応度分析は行っていません。

(4) 金融商品の公正価値

公正価値を算定する際に適用した方法及び評価技法

(a) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

・デリバティブ

観察可能な市場情報に基づく重要なインプットを使用し、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く等の評価技法に基づいた、取引先金融機関から入手した時価情報によっています。

・条件付対価

企業結合による条件付対価は、主としてDE-128(PRESERFLO MicroShunt)の開発の進捗および販売実績に応じたマイルストーンであり、貨幣の時間価値を考慮して計算しています。

(b) 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については、短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっています。

(c) 資本性金融商品

上場している資本性金融商品の公正価値は、市場価格もしくは取引先金融機関から入手した時価情報によっています。

非上場の資本性金融商品は、簿価純資産法、類似企業比較法等を使用して評価しています。類似企業比較法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しています。

(d) 償却原価で測定される金融負債

・借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、公正価値は帳簿価額と近似しています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて測定する方法によっています。

上記以外の債務については、流動項目は短期間で決済され、また非流動項目は実勢金利であるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっています。

公正価値および帳簿価額

金融商品の帳簿価額および公正価値は以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品および帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次の表に含めていません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
借入金	7,598	7,552	4,063	4,062

- (注) 1 1年以内に返済予定の残高を含んでいます。
 2 借入金の公正価値のレベルはレベル2です。

公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析したものです。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられています。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（調整前の価格）

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の資産・負債について直接的（すなわち価格として）または間接的（すなわち価格に起因して）に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット（観察不能なインプット）

公正価値の測定は、参天製薬グループの評価方針および手続きに従い行われており、金融商品の個々の性質、特徴ならびにリスクを最も適切に反映できる評価モデルにて実施しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の重要な振替の有無は、毎期末日に判断しています。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	33,427	-	1,285	34,713
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
施設利用権等	-	20	66	85
負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	-	18	-	18
条件付対価	-	-	17,679	17,679

（注） レベル間における重要な振替はありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	26,501	-	2,286	28,786
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
施設利用権等	-	28	189	217
負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	-	255	-	255
条件付対価	-	-	19,674	19,674

（注） レベル間における重要な振替はありません。

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表です。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
期首残高	859	1,351
利得または損失	27	61
その他の包括利益（注）2	27	61
購入	539	1,056
その他	20	6
期末残高	1,351	2,475

（注）1 上表には、企業結合による条件付対価を含めていません。条件付対価については、「32．企業結合」に記載しています。

2 連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動」に含まれています。

3 レベル3の株式に係る公正価値の測定は、関連する社内規程に従い実施しています。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクをもっとも適切に反映できる評価技法およびインプットを用いています。

また、経常的に公正価値で測定されるレベル3に分類される株式の公正価値の測定に関する重要な観察可能でないインプットは、株価収益率および非流動性ディスカウントです。公正価値は株価収益率の上昇（低下）により増加（減少）し、非流動性ディスカウントの上昇（低下）により減少（増加）します。

レベル3に分類される株式について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

28. オペレーティング・リース

(1) オペレーティング・リースの借手における解約不能な最低リース料総額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	1,801	3,075
1年超5年以内	2,440	5,432
5年超	480	779
合計	4,721	9,286

(2) 費用として認識されたリース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
リース料総額	2,337	2,805

29. 子会社

参天製薬グループの構成は次のとおりです。

名称	所在地	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	
			前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
株式会社クレール	日本	クリーニング業	100.0	100.0
参天ビジネスサービス株式会社	日本	間接サポート業務	100.0	100.0
参天アイケア株式会社	日本	医療用医薬品 製造・販売	100.0	100.0
Santen Holdings U.S. Inc.	アメリカ	北米子会社 統括・管理	100.0	100.0
Santen Inc.	アメリカ	医療用医薬品臨床 開発・事業開発	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Advanced Vision Science, Inc.	アメリカ	医療機器開発・ 製造・販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Phacor Inc.	アメリカ	-	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
InnFocus, Inc.	アメリカ	医療機器開発 ・製造・販売	100.0	100.0 (100.0)
Santen Ventures, Inc.	アメリカ	ベンチャー企業 投資	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Santen Canada Inc.	カナダ	医療用医薬品 販売	-	100.0 (100.0)
Santen Holdings EU B.V.	オランダ	EMEA事業金融統括	100.0	100.0
Santen Oy	フィンランド	医療用医薬品 製造・販売・ 受託製造・ 臨床開発	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Santen S.A.S.	フランス	医療用医薬品臨床 開発・販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Santen GmbH	ドイツ	医療用医薬品 販売・事業開発	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
SantenPharma AB	スウェーデン	医療用医薬品 販売支援	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Santen SA	スイス	EMEA地域統括 ・管理・医療用 医薬品製造・販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Santen Italy S.r.l.	イタリア	医療用医薬品 販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Santen UK Limited	イギリス	医療用医薬品 販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
Santen Pharmaceutical Spain, S.L.	スペイン	医療用医薬品 販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY	ロシア	医療用医薬品 販売支援	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
参天製薬(中国)有限公司	中国	医療用医薬品 製造・販売 ・臨床開発	100.0	100.0
参天医薬販売(蘇州)有限公司	中国	医療用医薬品 販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
重慶参天科瑞製薬有限公司	中国	医療用医薬品 製造・販売	49.0 (49.0)	49.0 (49.0)
韓国参天製薬株式会社	韓国	医療用医薬品 販売・臨床開発	100.0	100.0
台湾参天製薬股份有限公司	台湾	医薬品販売	100.0	100.0

名称	所在地	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	
			前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
Santen India Private Limited	インド	医薬品市場調査 ・臨床開発	100.0 (0.1)	100.0 (0.1)
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.	シンガポール	アジア地域統括・ 管理・医療用 医薬品製造・販売	100.0	100.0
SANTEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ	医療用医薬品 販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア	医療用医薬品 販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
SANTEN PHILIPPINES INC.	フィリピン	医療用医薬品 販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
参天製薬(香港)有限公司	中国	医療用医薬品 販売	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の()内は間接所有割合で内数です。
 2 重慶参天科瑞製薬有限公司の「議決権の所有割合」は出資割合のことであり、また、出資者である参天製薬(中国)有限公司が議決権の過半数を有することから連結子会社としています。
 3 当連結会計年度より、Santen Canada Inc.を新たに設立したため、連結の範囲に含めています。
 4 上記の他に、当連結会計年度に導入した株式報酬制度に係る信託を、連結の範囲に含めています。

30. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 経営幹部に対する報酬

当社における経営幹部は、社外を含めた全取締役を指します。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
報酬	156	241
譲渡制限付株式報酬	-	11
パフォーマンス・シェア・ユニット	-	25
ストック・オプション	110	-
合計	266	277

31. 偶発事象

(1) 偶発負債

債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

なお、債務保証は履行可能性が低いため、負債として認識していません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
従業員(借入債務)	23	17

32. 企業結合

(1) 企業結合

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当連結会計年度に生じた企業結合はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度に生じた企業結合はありません。

(2) 条件付対価

企業結合による条件付対価は主としてDE-128(PRESERFLO MicroShunt)の開発の進捗および販売実績に応じたマイルストーンであり、当社が条件付対価契約に基づき要求されうるすべての将来の支払額は409百万米ドル(割引前)です。

条件付対価の公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3です。

条件付対価に係る公正価値変動額のうち、時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」または「その他の費用」に計上しています。

増減

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	18,669	17,679
利得または損失		
純損益(注)1	990	2,343
その他の包括利益(注)2	-	348
期末残高	17,679	19,674

(注)1 連結純損益及びその他の包括利益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含まれています。

2 連結純損益及びその他の包括利益計算書の「在外営業活動体の換算差額」に含まれています。

3 レベル3の条件付対価に係る公正価値の測定は、評価方針および手続きに従い、担当部署が評価方法を決定し、公正価値を測定しています。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しています。

条件付対価は、主としてDE-128(PRESERFLO MicroShunt)の開発の進捗および販売実績に応じたマイルストーンであり、その公正価値は、当該プログラムが成功する可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。重大な観察可能でないインプットであるプログラムが成功する可能性が高くなった場合、公正価値は増加します。

レベル3に分類される条件付対価について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

期日別支払予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	1,730	12,648
1年超5年以内	12,779	4,417
5年超	5,477	4,216

感応度分析

条件付対価の公正価値に影響を与える重要な仮定が変動した場合に、条件付対価の公正価値に与える影響は以下のとおりです。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	1.0%上昇した場合	480	402
	1.0%低下した場合	577	502

33. 重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	56,483	114,344	173,210	234,026
税引前四半期 (当期) 利益 (百万円)	9,455	19,790	32,405	43,117
親会社の所有者に帰属する四 半期 (当期) 利益 (百万円)	6,854	14,380	23,376	31,954
基本的 1 株当たり四半期 (当 期) 利益 (円)	16.85	35.34	57.44	78.67

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり四半期利益 (円)	16.85	18.49	22.10	21.38

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,579	40,689
受取手形	252	275
売掛金	1 68,317	1 71,796
商品及び製品	19,038	20,066
仕掛品	37	62
原材料及び貯蔵品	3,678	4,481
その他	1 6,376	1 6,932
貸倒引当金	5	243
流動資産合計	137,272	144,059
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,749	8,575
構築物	104	88
機械及び装置	3,725	3,437
車両運搬具	29	21
工具、器具及び備品	1,401	1,163
土地	6,880	6,880
リース資産	12	21
建設仮勘定	1,235	1,400
有形固定資産合計	23,135	21,584
無形固定資産		
製造販売承認権	47,124	41,384
ソフトウェア	2,347	2,308
その他	535	491
無形固定資産合計	50,006	44,182
投資その他の資産		
投資有価証券	33,823	27,003
関係会社株式及び出資金	69,575	77,513
繰延税金資産	2,666	4,174
その他	1 4,573	1 3,409
貸倒引当金	221	-
投資その他の資産合計	110,416	112,098
固定資産合計	183,556	177,864
資産合計	320,828	321,924

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	1,896	1,376
買掛金	1 18,454	1 18,386
1年内返済予定の長期借入金	4,098	500
未払金	1 15,190	1 16,537
未払法人税等	6,374	5,724
未払消費税等	1,148	794
賞与引当金	2,666	2,937
その他	1 364	1 389
流動負債合計	50,190	46,644
固定負債		
長期借入金	3,500	1 8,411
退職給付引当金	713	704
資産除去債務	235	165
その他	425	1 600
固定負債合計	4,873	9,880
負債合計	55,063	56,524
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,032	8,252
資本剰余金		
資本準備金	8,726	8,946
資本剰余金合計	8,726	8,946
利益剰余金		
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金		
退職給与積立金	372	372
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	142,461	147,103
利益剰余金合計	233,493	238,135
自己株式	11	1,131
株主資本合計	250,240	254,201
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,550	10,396
評価・換算差額等合計	14,550	10,396
新株予約権	975	802
純資産合計	265,765	265,400
負債純資産合計	320,828	321,924

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	1,171,872	1,176,208
売上原価	1,170,205	1,175,222
売上総利益	101,667	100,986
販売費及び一般管理費	1,127,369	1,126,813
営業利益	31,298	32,849
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,613	1,545
生命保険配当金	154	191
利用料収入	1,140	1,189
その他	1,113	1,141
営業外収益合計	1,020	1,066
営業外費用		
支払利息	24	1,37
支払手数料	171	-
デリバティブ評価損	-	255
為替差損	107	120
自己株式取得費用	-	213
減価償却費	91	58
貸倒引当金繰入額	221	-
その他	15	41
営業外費用合計	629	724
経常利益	31,689	33,191
特別利益		
固定資産処分益	-	3,3,592
投資有価証券売却益	1,406	1,215
施設等入会金売却益	-	0
特別給付金戻入益	8	1
特別利益合計	1,413	4,808
特別損失		
固定資産処分損	26	40
減損損失	77	-
施設等入会金評価損	0	-
特別損失合計	104	40
税引前当期純利益	32,999	37,960
法人税、住民税及び事業税	8,433	9,628
法人税等調整額	869	317
法人税等合計	7,564	9,946
当期純利益	25,435	28,014

【製造原価明細書】

(単位：百万円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費		12,916	56.7	12,660	53.5
労務費		4,389	19.2	4,343	18.4
経費	2	5,482	24.1	6,656	28.1
当期総製造費用		22,788	100.0	23,658	100.0
期首仕掛品・ 半製品たな卸高		1,667		1,759	
合計		24,455		25,418	
期末仕掛品・ 半製品たな卸高	3	1,759		1,850	
他勘定振替高	4	2,458		3,536	
当期製品製造原価		20,237		20,032	

- (注) 1 原価計算の方法は、組別、工程別、総合原価計算を採用しています。
 2 経費のうち主なものは次のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
減価償却費	1,391百万円	1,456百万円

- 3 「期末仕掛品・半製品たな卸高」には、貸借対照表の「商品及び製品」のうち、次の期末半製品たな卸高が含まれています。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期末半製品たな卸高	1,722百万円	1,788百万円

- 4 試験研究用への払出などです。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,792	8,486	8,486	1,551	372	89,109	127,588	218,621
当期変動額								
新株の発行	240	240	240					-
剰余金の配当			-				10,563	10,563
当期純利益			-				25,435	25,435
自己株式の取得			-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-					-
当期変動額合計	240	240	240	-	-	-	14,872	14,872
当期末残高	8,032	8,726	8,726	1,551	372	89,109	142,461	233,493

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	10	234,889	9,644	9,644	825	245,358
当期変動額						
新株の発行		480		-		480
剰余金の配当		10,563		-		10,563
当期純利益		25,435		-		25,435
自己株式の取得	1	1		-		1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	4,906	4,906	150	5,055
当期変動額合計	1	15,351	4,906	4,906	150	20,406
当期末残高	11	250,240	14,550	14,550	975	265,765

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,032	8,726	-	8,726	1,551	372	89,109	142,461	233,493
当期変動額									
新株の発行	220	220		220					-
剰余金の配当				-				10,581	10,581
当期純利益				-				28,014	28,014
自己株式の取得				-					-
自己株式の消却			12,791	12,791					-
利益剰余金から資本剰余金への振替			12,791	12,791				12,791	12,791
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-					-
当期変動額合計	220	220	-	220	-	-	-	4,642	4,642
当期末残高	8,252	8,946	-	8,946	1,551	372	89,109	147,103	238,135

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	11	250,240	14,550	14,550	975	265,765
当期変動額						
新株の発行		439		-		439
剰余金の配当		10,581		-		10,581
当期純利益		28,014		-		28,014
自己株式の取得	13,911	13,911		-		13,911
自己株式の消却	12,791	-		-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	4,154	4,154	173	4,326
当期変動額合計	1,120	3,961	4,154	4,154	173	365
当期末残高	1,131	254,201	10,396	10,396	802	265,400

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券.....償却原価法

子会社株式および関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しています。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く).....定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50年

機械及び装置 8年

その他 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用.....均等償却

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生の上から費用処理しています。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約取引
- ・ヘッジ対象...外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。なお、振当処理によっているものについては、有効性評価を省略しています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,318百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,666百万円に含めて表示しています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	5,195百万円	5,671百万円
長期金銭債権	799	300
短期金銭債務	3,888	4,333
長期金銭債務	-	5,441

2 当社は、機動的な事業開発活動のための効率的な調達を目的に、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結しています。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
コミットメントライン (特定融資枠)の総額	30,000百万円	30,000百万円
借入実行額	-	-
差引	30,000	30,000

3 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
従業員(借入債務)	23百万円	17百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	11,732百万円	15,119百万円
仕入高	2,000	1,744
その他	17,886	17,713
営業取引以外の取引による取引高	157	182

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38%、当事業年度39%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62%、当事業年度61%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	7,592百万円	7,482百万円
賞与引当金繰入額	1,472	1,742
退職給付費用	801	854
減価償却費	6,390	6,653
研究開発費	26,358	24,033

3 同一の売買契約において土地と建物等が一体となった固定資産を売却した際、土地部分は売却益、建物等部分は売却損が発生しており、売却損益の合算金額を固定資産処分益に計上していません。

(有価証券関係)

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 65,775百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 73,713百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	2,742百万円	2,768百万円
関係会社株式評価損	1,901	2,041
税務上の繰延資産	1,193	915
賞与引当金	806	885
前渡金	221	515
未払事業税等	413	327
減価償却超過額	209	156
減損損失	80	80
たな卸資産評価減	158	21
その他	1,337	1,034
繰延税金資産合計	9,062	8,741
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,391	4,567
その他	4	-
繰延税金負債合計	6,396	4,567
繰延税金資産(負債)の純額	2,666	4,174

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.5%
(調整)		
試験研究費等の税額控除	7.7	4.5
永久に損金又は益金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割	0.2	0.2
その他	0.5	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9	26.2

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	9,749	354	767	761	8,575	23,047
	構築物	104	2	5	14	88	1,263
	機械及び装置	3,725	431	7	712	3,437	9,415
	車両運搬具	29	1	0	8	21	84
	工具、器具及び備品	1,401	301	9	530	1,163	9,308
	土地	6,880	-	0	-	6,880	-
	リース資産	12	18	5	4	21	2
	建設仮勘定	1,235	674	509	-	1,400	-
	計	23,135	1,780	1,303	2,028	21,584	43,118
無形 固定資産	製造販売承認権	47,124	-	-	5,740	41,384	-
	ソフトウェア	2,347	930	0	970	2,308	-
	その他	535	686	729	0	491	-
	計	50,006	1,616	729	6,710	44,182	-

(注) 「減価償却累計額」の欄には、減損損失累計額が含まれています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	226	243	226	243
賞与引当金	2,666	2,937	2,666	2,937

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.santen.co.jp/jp/pn
株主に対する特典	なし

- (注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を当社に対して売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
(第106期)(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
2018年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2018年6月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
(第107期第1四半期)(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
2018年8月3日関東財務局長に提出

(第107期第2四半期)(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
2018年11月9日関東財務局長に提出

(第107期第3四半期)(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
2019年2月8日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2018年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書
- (5) 有価証券届出書(譲渡制限付株式報酬制度による新株発行)及びその添付書類
2018年6月26日関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書
2018年6月27日関東財務局長に提出
2018年6月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書
- (7) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自2019年2月1日 至2019年2月28日) 2019年3月15日関東財務局長に提出
報告期間(自2019年3月1日 至2019年3月31日) 2019年4月15日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月25日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻井 健太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 武浩

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、参天製薬株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、参天製薬株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻井 健太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 武浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。